

## 令和3年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月17日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和3年3月17日 午前10時46分 委員長宣告
4. 協議事項

### 1 付託案件

- 議案第22号 可児市国民健康保険税条例及び可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 可児市障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第31号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 財産の減額譲渡について
- 議案第36号 財産の無償貸付けについて
- 議案第37号 財産の取得について

### 2 事前質疑

- (1) 市立小・中学校の養護教諭の配置、現況と改善策について
- (2) コロナ感染症対策と外国籍市民、児童生徒への現況について

### 3 報告事項

- (1) 小規模保育事業所（A型）の認可について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画と保育園入園児童数等の状況について
- (3) キッズクラブ入室申請状況について
- (4) 子どもの貧困対策計画について

- (5) 可児市学校規模適正化に関する基本方針の改定について
- (6) 可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針の策定について
- (7) 第6期可児市障がい者計画の策定について
- (8) 第8期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について

4 協議事項

- (1) 議会報告会について

5. 出席委員 (7名)

委員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	松 尾 和 樹
委 員	伊 藤 健 二	委 員	山 根 一 男
委 員	川 合 敏 己	委 員	勝 野 正 規
委 員	中 野 喜 一		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福 祉 部 長	大 澤 勇 雄	こども健康部長	伊左次 敏 宏
教育委員会事務局長	瀬 瀬 新 吾	高齢福祉課長	加 納 克 彦
福祉支援課長	飯 田 晋 司	介護保険課長	佐 橋 裕 朗
国保年金課長	東 城 信 吾	子育て支援課長	水 野 伸 治
こども課長	三 好 誠 司	教育総務課長	石 原 雅 行
学校教育課長	今 井 竜 生		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会総務課長	梅 田 浩 二	議 会 事 務 局 記 書	下 園 芳 明
議 会 事 務 局 記 書	土 屋 晃 太 郎		

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、執行部については、必要最小限の出席にとどめ、随時休憩を取って入れ替えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、初めに1. 付託案件、議案第22号 可児市国民健康保険税条例及び可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（東城信吾君） 議案第22号 可児市国民健康保険税条例及び可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号6、提出議案説明書の1ページを御覧ください。

このたびの改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う改正になります。

資料番号1、議案書の12ページを御覧ください。

第1条は可児市国民健康保険税条例の一部改正になります。

付則第17条は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免規定です。具体的な改正内容は13ページになりますが、第1項第1号中新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項を引用して規定していましたが、このたび同法の改正で引用条項が削除されることに伴い、改正後の規定のとおり、定義を具体的に書き下ろす方式に改めます。

第2条は可児市国民健康保険条例の一部改正になります。

付則第5条は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う傷病手当金の規定になります。第1項中の定義規定について前条と同様に改正いたします。

施行日は公布の日からです。

議案第22号の説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第22号に対する質疑を行います。

発言ございますか。

○委員（勝野正規君） 新型コロナウイルスの定義の変更があったわけですが、この国民健康保険税条例以外のほかの条文には、影響が及ばなかったんですか。

○国保年金課長（東城信吾君） これ以外につきましては、後ほど説明があるかと思いますが、議案第31号の可児市介護保険条例の一部改正、この中でも出てまいります。条例については以上ということで、それ以外は規則の改正で一部規定を直すものがあります。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第22号 可児市国民健康保険税条例及び可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第22号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 議案第25号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号1、議案書の29ページ及び資料番号6、提出議案説明書の2ページをお願いいたします。

このたびの改正趣旨は、健康保険法等の改正に伴い改正するものでございます。

福祉医療費助成の受給者が医療機関等で受診する際の被保険者等であることの確認について、電子資格確認いわゆるマイナンバーカードによる確認が導入されたことに伴い、受給者証の提示に係る規定を整備するものでございます。これまでの被保険者証に添えて受給者証を提示する確認方法に加え、マイナンバーカードによる被保険者証確認を受けた上で受給者証を提示する確認方法も認めるようにするものでございます。

なお施行日につきましては公布の日でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第25号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 改正後の本文中で、被保険者であることの確認を受けた上とありますが、この確認を受けるということは、趣旨は意味が分かりますが、マイナンバーカードを提示せよとか、それで確認をするしか方法はないというふうには読み取れないわけですけど、被保険者であることの確認は健康保険証をもってこれまでもやってきたところなんで、それを提示すればいい、それ以外にマイナンバーをやるようにするというのは、この書き方では不十分なんじゃないですか。ちょっとその辺の意味合いが分かんないんですけど。

○福祉支援課長（飯田晋司君） この表現につきましては、県からの通知のそのままを採用してはおりますけれども、受給者証を添えてという今までの方法に加えてマイナンバーカード、これは実際、提示というよりは、マイナンバーのカードリーダーに御自身で添えるというか、置くような形で、顔認証機能つきのものが結構多いんですけれども、そういった形で本人であることを確認した上でという、そういった手続も今回含まれてまいりまして、それ

を含めてという意味でこういった広く捉えられる確認という表現になっているのかと思います。以上です。

○委員（伊藤健二君） 逆に言うと、マイナンバーカードをカードとして発行手続を取って、例えば障がい者が福祉医療で上乗せ処理を受ける、そのための受給者証を交付してもらうのに、マイナンバーカードを持って手続をしないと確認ができないという。マイナンバーカードでもできるという、プラスアルファもなのか、マイナンバーカードがなければもうできないよということになってしまうのか、これはどちらなんでしょうか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） マイナンバーカードがなくてももちろんできます。今までは受給者証の提示に添えて健康保険証などを一緒に出していただいていたんですけども、マイナンバーカードをカードリーダーなどに読み込ませるといふか、それに置いて本人確認をすることも可能になるという、それが加えられたという意味で捉えていただければと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第25号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（三好誠司君） 議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書の30ページをお願いします。

国の子ども・子育て支援法の改正により、地域型保育事業を行う者に対する確認について事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直しが見直しがされ、同法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改めるものでございます。

同条例第2条第28号の「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日からとなります。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第26号に対する質疑を行います。

ございませんね。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、終了といたします。

これより議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前10時59分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開といたします。

続きまして、議案第27号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第29号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 議案第27号から議案第29号についてですが、3つの議案に分かれてはおりますが、改正趣旨、内容ともに大変似通ったものになっておりますので、この3本をまとめて御説明させていただきます。

それぞれ大変長い名称の条例となっておりますので、省略した名称で御説明させていただきますが、まず議案第27号は地域包括支援センターで行う事業に係る基準を定めている条例の一部改正、議案第28号は地域密着型特別養護老人ホームや地域密着型デイサービス等それぞれの地域密着型サービスで行う事業に係る基準を定めている条例の一部改正、議案第29号

は居宅介護支援いわゆるケアマネ事業所で行う事業に係る基準を定めている条例の一部改正でございます。

このたび、それぞれの条例が従っている国の基準または参酌している国の基準が改正され、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議等におけるICTの活用、利用者への説明、同意などに係る見直し、記録の保存などに係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進が図られたことなどに伴い改正するものでございます。

内容についての御説明の前に資料番号6、提出議案説明書を御覧ください。

先ほど、改正内容は3条例とも大変似通っていると申し上げましたが、3ページの議案第27号や4ページ下段の議案第29号と比較して、4ページ上段の議案第28号のみ改正する条項が極端に少ないことがお分かりいただけるかと思えます。

議案第28号の地域密着型サービスには、小規模の特別養護老人ホームやデイサービス、グループホーム等9つのサービスがございますが、国の基準ではそれぞれの基準がサービスごとに定められ、大変ボリュームのある基準となっています。そのため、平成24年に本条例を制定した際、その全てを条例でうたうのではなく、原則としては基本事項と国の参酌基準とは異なって運用する部分のみを条例で定め、そのほか国の基準に従う部分、また参酌した上で基準どおりとする部分につきましては、市の規則に委任する形で制定させていただいております。その関係で議案第28号につきましては、同じ時期に市の関連規則を改正して対応させていただくことで、条例と規則とを合わせて、ほかの2つの条例改正と同様の改正を行うこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、今回改正された国の基準は条例において従うべき基準と参酌基準とが混在しております。従うべき基準については、基準どおりに改正しておりますが、ハラスメント対策、会議におけるICTの活用、記録の保存等の部分などにつきましては参酌基準であり、国の基準を参酌した上で市の裁量によって変更したり、場合によっては改正しないことも可能です。

しかし、これらはいずれも就業環境の改善や利用者の利便性の向上に資するものでございますので、今回の改正においては国の基準どおりの改正案としております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

資料番号1、議案書31ページを御覧ください。

地域包括支援センターで行う事業に係る基準を定めている条例の一部改正です。

第3条の基本方針に、第5項として、利用者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制を整備し、従業者に対し、研修を実施するなどの必要な措置を講じなければならない旨を、また32ページに移りまして、第6項として、事業者は国が運用している介護に関するデータベースなどの介護保険等関連情報などを活用し、介護予防支援の提供を適切かつ有効に行うよう努めなければならない旨を規定します。

第20条では、第6号として事業所の運営規定で定める内容に虐待防止のための措置に関する事項を追加します。

第21条では、第4項として職場において行われるセクハラ・パワハラにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの措置を講じなければならない旨を規定します。

第21条の次に第21条の2を追加し、第1項においては感染症や災害発生時における業務継続計画、いわゆるBCPを策定し必要な措置を講ずること。第2項においてはBCPを職員に周知し、必要な研修や訓練を定期的実施すること。第3項においては定期的にBCPの見直しを行うことを規定します。

第23条の次に第23条の2として、感染症の予防及び蔓延防止のため対策検討委員会を半年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。事業所における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。職員に対し、研修や訓練を定期的実施することを規定します。

第24条では、利用者の利便性の向上や事業者の業務負担軽減の観点から第2項を追加し、運営規定の概要、担当職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとした第1項の掲示に代えて、関係者が自由に閲覧できるよう、書面を事務所に備え付けることができる旨を規定します。

第29条の次に第29条の2を追加し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ること。虐待防止のための指針を整備すること。職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施することなどを規定します。

第33条、指定介護予防支援の具体的取扱方針では、感染防止や多職種連携の観点から第9号に掲げるサービス担当者会議についてテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないとする旨を規定します。

第35条の次に事業者の負担軽減や事業所内のローカルルールの解消を図る観点から第36条を追加し、第1項では文書の作成等に関して、これまで書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができること。第2項では、これまで利用者等に書面で交付などを行うことが規定されているものについて、相手の承諾を得た上で、書面に代えて電磁的方法によることができる旨を規定します。

附則部分になりますが、施行日は令和3年4月1日とします。

第2条及び第3条では、虐待防止に係る指針整備や研修等の実施及びBCP策定等の経過措置として、令和6年3月31日までの間は努力義務とする旨を規定します。

次に、議案第28号について御説明いたしますので、38ページを御覧ください。

地域密着型サービスで行う事業に係る基準を定めている条例の一部改正です。

初めにも申し上げましたとおり、本条例には基本事項のみをうたい、その他の規定は規則委任してございます。そのため、条例としては一般原則である第3条と第4条のみの改正になります。

まず、第3条は要介護認定を受けた方が利用する地域密着型サービスの事業の一般原則、



第4条は要支援認定を受けた方が利用する地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則になりますが、それぞれの第3項として利用者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制を整備し、従業者に対し研修を実施するなどの必要な措置を講じなければならない旨を、また第4項として事業者は介護保険等関連情報などを活用し、介護予防支援の提供を適切かつ有効に行うよう努めなければならない旨を規定します。いずれも議案第27号と同じ改正内容です。

その他の国の基準が変更されたことに伴う市の基準の改正は、初めに御説明させていただきましたとおり、規則の改正にて対応します。

施行日は令和3年4月1日とし、附則第2条では虐待防止に係る体制整備を行うための経過措置として、令和6年3月31日までの間は努力義務とする旨を規定します。

次に、議案第29号ケアマネ事業所で行う事業に係る基準を定めている条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案書40ページを御覧ください。

改正の内容としましては、条番号や掲載の順序は異なるとは言え、議案第27号と同一の内容となりますので、重複する説明は省かせていただきます。ただし、質の高いケアマネジメントの実施を推進するため、ケアマネ事業所で行う事業に特化した部分の改正が2か所ございますので、その部分の御説明をさせていただきます。

41ページを御覧ください。

第7条第2項の下線部分になりますが、ケアマネジメントの構成、中立性の確保を図る観点から、ケアマネジャーは利用者に対して作成したケアプランにおける過去6か月間の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合や、それら各サービスごとの提供回数のうち同一事業者によって提供されたものの割合について説明し、理解を得なければならない旨を規定します。

また、42ページの第16条中第21号としてケアマネジャーはケアプランに位置づけられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が国の基準割合を超える場合であって、かつ市からの求めがあった場合には、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由などを記載して市に届け出なければならない旨を規定し、それ以降の既存の号を繰り下げます。

47ページの附則部分になりますが、施行日は令和3年4月1日としますが、第16条に第21号を追加する規定については、令和3年10月1日とします。

第2条から第4条では、虐待防止に係る指針整備や研修等の実施、BCP策定等及び感染症の予防のための対策検討委員会の開催に関することについての経過措置として、令和6年3月31日までの間は努力義務とする旨を規定します。

議案第27号から第29号までの説明は以上です。

○委員長（板津博之君） ちょっとボリュームのある説明でありましたけれども、これより議案第27号から議案第29号までに対する質疑を行います。

○委員（勝野正規君） 御丁寧な説明ありがとうございました。ボリュームがあり過ぎてちょっと分かっていないかもしれませんが、全てですけど事業の人員及び運営等の基準の

ところで国の基準を参酌して定める必要があるのはなぜかというのをちょっと説明していただければありがたいです。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） これは介護保険法の規定によりまして、事業者は市町村条例で定める基準に従わなければならないとされております。その市町村がその条例を制定するに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、または基準を参酌するものとされているためでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（伊藤健二君） 議案第27号を例にお聞きします。

第3条の改正後、第3条の5以降で、特に6ですが、この中に介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報という文言があります。この文言は定型文になっていまして、それぞれのところにそれにほぼ同じ、近い形で記述がなされています。

つまり今回、国から出てきた介護保険の改定がここに示されているように思われますが、この118条の2第1項というのはどういうもので、かつそこに書いてある必要な情報を活用する、活用して適切かつ有効に行えというふうに書いてあります。ここは、努めなければならないで、最初から努力義務で書いてあります。

問題は、まずこの中身が活用するとは具体的にどういうことになるのかという例示があれば教えてください。

それからもう一点の論点は、この努力義務を努力じゃなくて義務規定に変える、そういう考え方は既に出されているのか。当面、一遍にすぐにはできないので、第8期でやって、次は第9期、令和3年4月から始まる第8期のその次の3年後にはもう義務規定にしていこうよというような意向が表れているんじゃないかと私は疑ってかかっているんですが、この辺について担当部局としてはどのように理解をし、この文言を条例化しようとしているわけでしょうか。お願いします。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） それでは、まずどう活用してというところの御説明をさせていただきますが、厚生労働省は令和2年に介護保険関係のデータベース、これは通称CHASE（チェイス）というのですが、を稼働させましたが、令和3年度には既存のデータベースと統合し、科学的介護情報システム、これは頭文字を取ってLIFE（ライフ）という名称になる予定ですが、として本格稼働させます。そこでは、利用者の状態やケア内容などの情報を事業者から収集・分析した上で、結果を公表し、事業者はケアプラン作成時などにそれを活用することで根拠に基づく介護の実施を推進しています。

これは現在、医療分野において、いわゆるエビデンスを用いた、根拠に基づく医療が定着しておるようですが、それを介護分野にも広げようとするものです。

現在は、ケアマネジャーの経験や資質によってケアプランが左右される一面もあります。将来的には、それを科学的な分析により蓄積された情報を活用しつつ、要介護者それぞれに合った介護サービスが適切かつ有効に行われるようにするためのものであるため、サービス

の向上につながるものと考えております。

次に、今現在、努力義務であるが、将来的な話についてなんですが、このデータベース、大量のデータの蓄積が必要になってくるものです。これを令和3年度に稼働したからといってすぐに効果が出てくるものではないと考えております。そのため、今現在では努力義務となっておるんですが、それが将来的に義務になるというところについては、今のところは何も示されていないのが現状でございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 続きますして、別の項目でお尋ねします。

議案第27号の第21条第4項関係は、今、説明の中では直接、セクハラ、パワハラという言葉が使われて、大変分かりやすく説明して下さったんで、それはよく分かりました。方針を明確化するんだということです。それで、この性的な言動または優越的な環境を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたもの、いわゆるオーバーしてしまっている部分は駄目だよというところで、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針なんだという目的と対象者と内容的な留意点が示されています。

それはそれで必要なことかと思うんですが、この担当職員、ここではまず担当職員という言葉が出てきます。ほかのところへ行くと、担当職員ではなくて別の職員を指し示す単語が出てきます。例えば、従業員というのが一般形で出てきますね、その後、23条関係。それから、事業者というのは、事業者はすなわち管理者でいいのかと思いますけど、通常、事業の最終責任者、所有者である事業者、その下で行う管理者か幹部かは知りませんが、そこに属さない一般の職員がいるみたいだけれども、この用語について担当職員というのと、介護はいいですけどね、ケアマネジャーはここはケアマネジャーぐらいしかいないみたいだから、これはちょっと別枠で、担当者と管理者、一般職員、それから担当職員と担当者こう用語が3種類ほどあるんですけど、これについて何か意識して書かれたんですか。それともたまたま、見本例ではそうなっているからそのまま来ちゃったということでしょうか。ちょっと私は気になり過ぎて、あえて質問させていただきました。

要するに、議案第27号、最初の条例の第29条の2でいうと、担当職員が(1)にあつて、最後に担当者、措置を取り扱う責任者みたいな形で担当者を置けということで書いてありますか。担当職員、担当者、あるいは従業者等の用語については何か差異の意味があるかどうか、お願いします。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 今のちょうど第29条の2を例に取りますと、第4号の担当者、これについてはこの虐待防止のための措置に関する担当者でございまして、その上の担当職員というものは、それぞれ介護に携わっている担当職員という形と認識しております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 相手があるというふうで、介護を受けている利用者に対して、それを介護支援を行う担当者と、この条文の目的である虐待の防止を統括する担当者という意味の、それぞれ目的、対象が違うということですね。あとは一般、従業員の健康管理、パンデミックの中の蔓延防止は従業員、いわゆるこの施設、組織に関わっている人、一般を指して出し

ているという理解で構わないということですね。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） はい。

○委員（伊藤健二君） じゃあ、それはそういうことです。

それから、附則のところですが、附則で、来月4月1日から施行するんですが、当面はいろんな諸事情で努力義務を明示したと説明がありました。それを担保するために、附則の2条、3条、4条で読替えのごとき表現になっていますが、ここは初めから努力義務と書いておけば、令和6年の4月1日にまた別の書き方に戻さなくてもいいような気がするんですが、令和6年3月31日、第8期が終了した翌日からは、ねばならない、いわゆる義務方式に戻すということが明示されていると。緩和措置であるから努力義務に書いたけど、その後は明示するんだという理解で基本はいいわけですね。

それを1回の手換えで済むように附則で期間明示をして、3年間たったらこの原文どおりの新规定どおりに施行しますよという理解でいいということですね。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） この手の条文改正にはよく使われている手法なんですけど、まずはその最終的な目的である文言にして、経過措置として努力義務の規定を置くという形で、今回の1回の改正で将来的な努力義務から義務に変えるときは、改正する必要がないという形になっておるものです。以上です。

○委員長（板津博之君） そのほか、質疑ございますか。

○委員（山根一男君） 全体的な話になりますけれども、ハラスメントとかICTの活用とか、虐待の防止とかそういったことについて措置を講ずる、あるいは研修を実施するとか、ずらずらとあるわけですが、これは経過措置として3年間、猶予じゃないんですけど時間があるにしましても、要はこういったことを文言で定款とかを変えたりとか、施設に何かそういうものを貼るとか、実際に研修するとかいうことでしか形に表せないような気がするんですけども、結果的にこれ、そういうふうに遵守しているかどうかをチェックする体制というのは今後どのように考えられているわけですか。職員が行ってちゃんとできているかどうかというのをこの3年の間に見ていくということなんでしょうか。条例制定とは、ちょっと先走っているかもしれませんが、その辺のイメージが分かりましたらお願いします。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） まず、BCPの策定ですとか感染症関係、あと虐待防止のための指針などですね。そのガイドラインというものが今は示されております。これはまだつい先日だったんですが、たしかBCPだったと思いますが、その策定のためのウェブ研修が行えるような案内も来ておりました。そんな形でそれぞれ国のほうからまた示されてきますので、各事業所においては、それに基づいて整備していただくといい形です。

その実際できているかどうかの確認についてなんですが、これに限らず市のほうから事業者にも、全てを1年で回るとするのは不可能なんですけど、ピックアップしながら立入りの検査をしておりますので、その一環でこういったものができておるかどうかなどを確認していくことになるかと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これより議案第27号から議案第29号までの質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

それでは、議案番号を教えてください。

○委員（伊藤健二君） まず議案番号、議案第27号及び議案第28号及び議案第29号です。

○委員長（板津博之君） それでは、伊藤健二委員、討論をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） それでは、問題点ありという立場で討論を行います。

議案第27号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに当たりましては、改正後条文の第3条第6項で、支援事業者は予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。適切かつ有効に仕事をしなさいと努力義務を提示しました。まだ、これを義務化するということまで情報の整理ができていないということではありますが、どのようなケアプランを立てるのか、まさにこれは様々な事例が生まれてくる状況となっています。

高齢化率が上がり、可児市においても高齢者、お年寄りの2割弱が今は介護保険等の給付を受ける状況になっております。数が増えれば増えるほど、様々な例外的な人たちが生まれてきます。

しかし、それに伴って介護の費用、給付総額は年々膨らんできています。こうした中で、今国が考えたことは2021年度の国家予算案の介護報酬については0.7%の増大にするということが明らかにされております。給付量の増大が財政的には様々な側面をもたらすので、給付量の上限を抑制せよということがこの間一貫して議論されてきています。

平たく言えば、介護の現場をいかに少ない人数で現場を回すのかという発想で、国家レベルでは、政府レベルでは議論が繰り返されてまいりました。しかし、介護の現場が低報酬のため、診療報酬の引上げを突き上げる声が大変増えてまいりました。コロナ禍の下でさらに様々な必要経費が増えてきている中で、報酬をマイナス改定することはもうできなくなりました。

しかし、増やすにしても、これ以上増やすといろいろ財務省からも大変だということで、それを抑え込むには人員配置基準の緩和等も視野に入れて、必要な総量規制を行わなければならない。しかし、それには科学的な根拠、論拠が必要だということで、果たして科学に値するのかわかりませんが、必要な情報を設定し、新しいモデル事例も組み込んで、データベース化をして、それを活用して、その設定したデータベースに沿うように適切かつ有効に行うようにまずはやらせてみようということで、今回の基準ではありませんが参酌基準として努力義務が持ち込まれてきたと私は考えております。

まだ、それがそうなるかどうかについては断定できませんが、明らかに今回、3年間の期

間を置いて緩和措置で、努力義務を将来的には義務化していく。例えばBCPの件、あるいは感染予防の件、それからパワハラ、セクハラに関わるような部分、こうした部分については明確に3年後からはきちんとした形でやらなきゃいけませんよというふうになっています。

これは正しいことであり、賛成であります。しかし、それ以外のところで今指摘をした第6項の適切かつ有効に行うよう努めなければならないとする内容については、やはりこの間の政府、厚生労働省のやり方を見ていると、これが結局、介護保険給付の内容の圧縮に悪用される、そうした懸念が拭い切れません。

その点で、この規定の部分についてはより慎重に考える必要があるということで、今日のこの時点でひとまず、この点については反対であります。

その他、いろいろ言葉上のことについてはあれこれありますが、反対の趣旨はこの1点にあるということで、議案第27号及び議案第28号の当該する第3条4項の該当部分、そして29条についても、基本方針の中の第4条第6項の該当する、適切かつ有効に行うよう努めなければならないとする、この条文について反対でありますので、条例案に反対をいたします。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了といたします。

それでは、これより議案第27号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第29号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括採決いたします。

挙手により採決いたします。

本3議案について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第27号から議案第29号までの3議案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第30号 可児市障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてと関連して、議案第35号 財産の減額譲渡について及び議案第36号 財産の無償貸付けについての3議案を一括議題といたします。

なお、議案第31号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、この3議案の採決後に議題とさせていただきます。

執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 議案第30号、第35号、第36号の3件につきまして、併せて御説明いたします。

説明に使用する資料といたしましては、資料番号1、議案書、資料番号6、提出議案説明

書、資料番号9、財産の減額譲渡（建物平面図）、資料番号10、財産の無料貸付（位置図）及び委員会資料1、ふれあいの里可児の廃止、建物譲渡、土地の貸付けについてでございますので、準備をお願いいたします。

それでは、資料番号1、議案書の48ページ及び資料番号6、提出議案説明書の5ページを御覧ください。

議案第30号でございます。

このたびの改正趣旨は、可児市障がい者通所施設ふれあいの里可児を譲渡することに伴い廃止するものでございます。

委員会資料1を御覧ください。

本件につきましては、令和元年6月13日と同年9月13日及び令和2年12月14日の3回、教育福祉委員会で概要を報告させていただいております。今回も最終的な金額や日程が確定した部分など以外は前回の説明に準じたものとなっておりますので、御承知おきください。

1. ふれあいの里可児の概要でございます。

所在地は中恵土2359番地70、市こども発達支援センターくれよんの東隣でございます。

今回廃止する可児市障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者による管理を行っています。実施サービスは生活介護と就労継続支援でございます。

次に、2. 運営経緯でございますが、平成9年の開所以来、可児市社会福祉協議会が運営を担っており、平成17年度までの委託による運営を経て、平成18年度からは指定管理に移行し、現在第3期目の途中でございます。なお第3期では、特命指定による指定を行っていますが、前年の平成27年12月16日の教育福祉委員会で社会福祉協議会を特命指定とする理由について、3点御説明させていただいております。

1点目は、継続的サービスの提供の必要性、2点目に事業者の努力により就労支援の充実が図られていること、3点目には当該施設の譲渡を視野に入れたライフサイクルコストの削減でございます。それら理由については、次の3で御説明させていただく譲渡の趣旨につながってくるものでございますが、その際、社会福祉協議会から5年をめどに当該施設の譲渡について協議してほしい旨の要望をいただいていることを併せて御報告させていただいております。

その後の事務レベルでの検討協議を重ね、大まかな方針が固まり、一昨年、昨年と当委員会で御説明させていただき、その後譲渡に向けての事務を進めてきたものでございます。

施設利用者は平成2年10月1日現在50人で、内訳は就労継続支援B型が26人、生活介護が24人となっております。平成28年度からの指定管理料は年間600万円で、内訳は運営費補助500万円、修繕費100万円です。

次に、3. 譲渡の趣旨と方針でございますが、社会福祉協議会、利用者、市の3者のメリットなどの視点から御説明させていただきます。

社会福祉協議会としては、指定管理者では専門職の雇用や人材育成、職員配置などにおいて、将来を見越した安定的、計画的な運営ができないことから譲渡を希望されています。ま

た、就労支援の充実の点で、当施設の就労継続支援B型事業において、平均工賃が全国平均を大きく上回る実績を継続して上げており、運営者である社会福祉協議会が年間を通して安定した作業量を確保していることや地域の活力を積極的に活用し、工賃水準の向上に取り組んでいる実績がございます。利用者にとっては、これまで障がいの程度、心身の状況を把握した一貫性を持った支援を受けられており、施設職員との信頼関係も築かれている一方で、指定管理の更新の時期のたびに運営主体が変わるかもしれないという不安があった状況が社会福祉協議会に譲渡されることとなれば解消されることとなります。

市にとっては、施設、設備の維持管理経費及び建て替え経費について、公共施設マネジメントにおける施設ライフサイクル計画に基づき、試算した概算額ではございますが、おおむね3億円が削減できること、また指定管理に係る事務が削減できることとなります。

次に、譲渡方針でございますが、当該事業につきましては近年民間の事業所が増えてきており、民間活力の利用を進められる背景、状況にあります。ふれあいの里可児は平成27年3月策定の可児市公共施設等マネジメント基本方針、平成29年3月策定の可児市公共施設等マネジメント基本計画及び可児市公共施設等マネジメント第1期アクションプランにおいて、市が事業運営することの妥当性及び民間譲渡することについて検討する施設として位置づけられており、その間の平成27年6月には社会福祉協議会から5年をめどに譲渡を協議してほしい旨の要望をいただいております。

それらの状況を踏まえ、事務レベルで社会福祉協議会と協議・検討を進め、ふれあいの里可児に関しては譲渡の条件を詰めてまいりました。その上で、譲渡先は利用者への一貫性を持った継続した支援が今後も必要であり、健全経営である社会福祉協議会が適切であることから開設以来運営を担ってきた社会福祉協議会とさせていただくことといたします。

次に、建物の譲渡額については減額譲渡とさせていただくことといたします。

譲渡額は1,324万8,000円でございます。

譲渡額の算定方法ですが、鑑定価格7,200万円に法人負担率18.4%を掛けて算出しております。この18.4%というのは、資料裏面の最初を見ていただきまして、同様の施設整備における法人の負担率が直近の2件の事例、具体的には平成28年度に整備したけやき可児とハートピア可児の杜が資料の表のとおりとなっております、2件の自己負担率の平均が18.4%であることから、それらに準じた費用負担を求めることにより採用するものでございます。

ここで資料番号1、議案書の58ページ及び資料番号9、建物平面図を御覧ください。

議案第35号 財産の減額譲渡でございます。

これまでの説明と重複する部分などは割愛させていただいて、構造は鉄筋コンクリート造り、陸屋根、平家建て、床面積839.89平米でございます。

建物平面図を見ていただくと、就労継続支援のための作業室や生活介護に係る浴室など、就労継続支援及び生活介護に係る施設となっております。

委員会資料1に戻っていただきまして、土地につきましては現在可茂学園、けやき可児、ハートピア可児の杜、サンライズ可児の杜に施設整備のための市有地の無償貸付けを行って



おり、それらと同様に無償貸付けとしたいと考えております。

なお、当該土地は建物譲渡に伴い、行政財産から普通財産に変更して貸し付ける予定をしておりましたが、敷地内に可児工業高校南側から可児川へ向けて流れる雨水排水のための排水管が埋設されていることが事務を進めていく中で判明いたしました。当該土地は公共の用に供されていることから普通財産への変更ができません。

参考の部分を御覧ください。

地方自治法第237条第2項及び第238条の4第1項において、基本的に行政財産は議会の議決による場合でなければ貸し付けてはならないと規定されています。

ここで資料番号1、議案書の59ページ及び資料番号10、財産の貸付位置図を御覧ください。議案第36号 財産の無償貸付けでございます。

土地の所在地は中恵土字助太郎2359番6、2359番11、2359番70の3筆、合計2,133平米で、位置図の太枠で囲ったところでございます。

期間は、令和3年4月1日から令和33年3月31日までの30年間、相手方は可児市社会福祉協議会でございます。

委員会資料1に戻っていただきまして、次に4. 県への返還金でございますが、施設の建設に当たっては、県から補助金（心身障害者小規模授産施設整備費）を受けており、返還金が発生いたします。お示しした算定式、譲渡額1,324万8,000円掛ける県補助金2,828万2,000円割る総事業費1億9,170万4,630円、金額にして195万4,464円を県に返還することとなります。本議会で議決していただいた後、県に支払うこととなります。

次に、5. 譲渡までのスケジュールを御覧ください。

令和2年12月14日の当委員会のその後、本年1月県への財産処分承認願を提出、2月に譲渡先の可児市社会福祉協議会との譲渡に係る仮契約書を締結いたしました。この契約は議決をいただくことにより、本契約としての効力が発生する内容となっております。

3月本議会への3議案の上程、3月26日の議決を経て、4月1日付で譲渡といったスケジュールでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第30号、議案第35号及び議案第36号に対する質疑を行います。

○委員（川合敏己君） この件については、もう数年前からお話を伺ってまいりました。特に、私も教育福祉委員会には長く所属しておりますので、理解はしているつもりなんですけれども、一つやっぱり特命指定にしているということに関して改めてちょっと確認をしたいと思います。

どの部分かといいますと、特命指定にするということは競争入札がないということなんです。ということは、自己資金や借入金の部分で平均値18.4%ということで、それを充てていわゆる譲渡の価格にしていちゃいます。ただ一方で最近のけやき可児、ハートピア可児の杜がありますけれども、けやき可児の上限は20%になっているんです。特命指定にしたのに、どうしてこの上限の20%に設定しなかったのかということをお聞かせくだ

さい。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 先ほども説明の中でもお話しさせていただいたんですけれども、上限ということではなく、ハートピア可児の杜に関しては、この単体で見ると17%ということで2つの施設の平均、金額で平均という形を取らせていただいたということで、上限というふうには考えなかったということでございます。

○委員（川合敏己君） 修繕もして、非常にいい状態にして今回は社会福祉協議会のほうに譲渡をするという形になっておりますので、この点については、一つ言えば、ほかの社会福祉法人等からそういう不平等々が出てこないのかなというのは少し老婆心ながら思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

これは出ているわけじゃないんですけれども、現行ではね。ちょっとお願いします。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 譲渡に至る理由のところでも御説明させていただいたんですけれども、こういった障がい者福祉に携わってみえる方たちは、やはり支援の継続性というのが何よりも大事だということが一番身に染みて感じておられるところでございますし、今までずっと開設以来担ってこられた社会福祉協議会に譲渡すること自体に関しては、特に理由に関して納得いただけるところではないかなと。それに加えて、その金額の点につきましても、先ほど来御説明させていただいている直近の可児市内での事例に沿った形で自己負担をしていただくということでございますので、こういった内容に鑑みれば御納得いただけるものと考えて、市としてもこのような形で譲渡をさせていただくということに至ったということでございます。

○福祉部長（大澤勇雄君） やはり先ほど福祉支援課長が申し上げたとおり、本当に利用者が第一ということで、その方たちがその施設ですうっと働いていけるとか、慣れた職員でやっているとかが大切なことなものでございますから、そういった面でやはり社会福祉協議会も精いっぱいこれから担っていくことを示していただいておりますので、そういった皆様の御理解の上に譲渡は成り立っていくのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第30号 可児市障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第35号 財産の減額譲渡について及び議案第36号 財産の無償貸付けについての3議案を一括採決いたします。

挙手により採決いたします。

本3議案について原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第30号、議案第35号及び議案第36号の3議案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後0時59分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第31号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 議案第31号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例の改正趣旨でございますが、3年ごとに策定することとしております介護保険事業計画でございますが、その第8期計画の策定に伴いまして、介護保険料を改定するものでございます。

内容について御説明させていただきます。

資料番号1、議案書の49ページを御覧ください。

第2条は介護保険料の改定になります。

内容は別添資料にまとめてございますので、事前にお配りさせていただいております教育福祉委員会資料、ナンバー2を御覧ください。資料の左側の欄に現行の第7期の保険料、右側に第8期、令和3年から令和5年までの保険料を載せてございます。

所得段階は17段階のままですが、第6段階と第7段階の境界となる合計所得金額を125万円から120万円へ、第7段階と第8段階の境界を200万円から210万円へ、第8段階と第9段階の境界を300万円から320万円に改めます。これは標準的所得段階を定めている国の省令に合わせて改正するものです。

保険料の金額につきましては、第5段階の基準段階において年額6万8,400円、月額5,700円に設定させていただきました。現行第7期と比較して、年額で2,400円、月額200円の増額となります。

この保険料の算定方法につきましては、この資料の裏面にまとめてございますので、御覧ください。

保険料の算定は、大まかに申しますと第8期計画期間中の令和3年度から令和5年度までの総事業費から第1号被保険者に負担いただくべき金額を算出し、第1号被保険者数で割ることで計算いたします。

3年間の総事業費は資料上段の表①の介護標準給付費、②の地域支援事業費、③の市町村特別給付費の合計額として、④の235億7,000万円ほど見込んでおります。

この金額のうち①と②の合計額に対して、65歳以上の第1号被保険者で負担いただく割合が原則23%でございますが、国の財政調整交付金との関係で可児市は27.8%となります。

それに全額第1号被保険者の保険料で賄うこととなる③の市町村特別給付費を加え、介護給付金準備基金から取り崩す6億円や保険料の収納率を勘案しますと、ここには記載してございませんが、60億4,600万円という金額が出てまいります。この金額を3年間の第1号被保険者の延べ人数で割りますと、年額6万8,400円、月額5,700円ということとなります。これが先ほど新旧の表で見させていただきました基準段階の保険料となります。

この計算過程で介護給付費準備基金から6億円を繰り入れると申しましたが、参考までに先ほどの資料上段の表⑤と⑥に端数処理前の金額ではございますが、取崩し額と月額保険料の関係を載せさせていただきました。

基金の活用をしないと⑥の上段現在の月額5,500円から6,300円と、800円の値上げが必要であったという状況ですが、一般質問でも御説明させていただいたとおり、第7期におけるサービス利用の見込み量と実績の差をしっかりと分析し、第8期の見込み量を推計することや基金を活用することでできる限り上昇を抑えた保険料とさせていただいたところがございます。

県内の市の状況としましては、2月時点での情報しかありませんが、県内21市中、高いほうから12番目から15番目辺りで並んでおりまして、中ほどより少し下という状況でございます。また、県内の市町村で平均しますと、資料下段の表にありますように月額5,728円となっております。

議案書に戻っていただき、第2条保険料率以外の部分でございますが、50ページ右の欄の上から8行目を御覧ください。

第35条の3第1項を追加している部分についてです。

令和2年度税制改正により、低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置が創設されており、介護保険においても介護保険料算定時の合計所得金額から100万円控除することを規定します。

51ページに移りまして、付則第2条でございますが、租税特別措置法の改正に伴い、延滞金の割合の特例の規定を整備するもので、これにつきましては実質的な内容に変更はございません。

52ページ、付則第7条は新型コロナウイルス感染症の定義を整備するものです。

53ページ、付則第8条は平成30年度の税制改正により、令和2年分の公的年金等控除、給与所得控除の所得控除が一律10万円引き下げられ、逆に基礎控除が10万円引き上げられておりますが、それに伴い介護保険料の算定に意図しない影響や不利益が生じないよう保険料率算定の基礎とする合計所得金額には従前の額、すなわち10万円を控除した額を使用する旨を規定するものです。

改正条例の附則部分になりますが、第1条において施行期日を令和3年4月1日とし、付則第2条及び付則第7条の改正規定は公布の日とします。

また、54ページの附則第3条ですが、平成27年度から令和2年度にかけて段階的に実施してきた低所得者の第1号介護保険料軽減措置を令和3年度から令和5年度においても継続するため、本則第2条第1号から第3号の保険料率にかかわらず、表記の保険料率とします。

議案第31号の説明は以上です。

- 委員長（板津博之君） それでは、これより議案第31号に対する質疑を行います。
- 委員（勝野正規君） すみません、分かったらいいんですけど、第7期から第8期への上げ幅で200円と、その前の第6期から第7期へってどれくらいか分かりますか。
- 介護保険課長（佐橋裕朗君） 第6期と第7期は同じ月額300円を値上げしてございます。第6期は率にして6.1%、第7期は率にして5.8%の値上げだったわけですが、今回の第8期は月額200円、率にして3.8%の値上げに抑えております。以上です。
- 委員長（板津博之君） ほかに質疑はございますか。
- 委員（伊藤健二君） せっかくここまで下げてきて、プラス200円で3.8%の値上げにしたということ、結論はそういうことなんでしょうけれども、この200円分、6億円入れて600円相当を既に努力をして引下げをとか、上げずに済ます方法としての増大する量に対する保険料の徴収レベルを600円下げた。しかし、800円相当分、全体必要量が増えているので、介護保険料はやむなく200円上げざるを得ないというふうに説明を理解しているんですが、あと200円を上げずに済ます方法というのは、方法論としてはありますか。  
ちなみに、増大する給付総量の見込みに関する問題を除いて、その他の方法では。
- 介護保険課長（佐橋裕朗君） あくまでも見込みですので、そこがなかなか難しいところなんですけど、今回はやはり第7期のときにおいてもできるだけ保険料を抑えるよう見込みしてきたわけなんですけど、その見込みの伸び率と現実伸びていったところ、その分析をしっかりと行いまして、基本的には国のシステムによってある程度の試算が出るわけなんですけど、そこから、この第7期の見込みと現実の差、それを分析して、国のシステムで実績として過大に見込まれていた部分ですね、そこを手作業によって下げることで、できる限り現実に近づけた見込量としておるところです。どうしても見込みの話になってしまいますので、そういった説明になってしまいます。申し訳ございません。以上です。
- 委員（伊藤健二君） 見込みについては議論が分かれてしまうので、もう少し過大に見込んでいるんじゃないかという指摘をしようと思えばできるんですけど、それをやっておっても切りがないので、先ほど私が聞いたのは、その見込みに関わる部分を除いて、ほかに例えば何か、水道料金の場合は、高料金対策の資金を充てたと。それは政策判断としてということやっていますが、介護保険料は国費、国の費用から一部県、それから可児市、自治体の財政から繰り出す部分、法定されているので、あんまりその他の枠というのはないと思うんですけど、特別に2億円程度の繰入れをするような枠というのは全くありませんか。
- 福祉部長（大澤勇雄君） 介護保険の制度の当初から、やはり保険料と今のバランスというところで、一般会計からの繰入れというのは認められていないもんですから、国民健康保険とかそういうものについては赤字繰入れとかそういうような形で認められているんですけれ

ど、ここについてはその部分は厳しく、保険という意味合いで赤字繰入れをしないでというような形で、最終的にはその歳入結果になってしまいますので、そうした場合には、県からの基金の借入れというような状況になりますので、そういうことがないような形でやっぱりバランスを取っていく必要があるということでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑は終了といたします。

続いて討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 介護保険料を値上げをせずに必要な給付量を保ちつつも介護保険料を現状にとどめおく努力として準備基金の取崩しを6億円したということを評価するものがあります。しかし、それでもまだ増大をするという要素の中でやむなく200円程度の値上げを見込んだということで、最後はそういう見込みが、精査の上に精査を重ねたというんだけど、そうなるかどうか、それはやってみないと分からんという面があります。

結論だけ言いますと、ここで介護保険料については踏みとどまって、6億円の基金取崩して入れた。あとは見込みの問題になるかもしれないけれども、値上げは今期すべきではないと思います。

それは、給付の抑制も国のほうから働いてきているということもあるし、高齢者の貧困化も広がっているので、財政的に介護保険を利用する世帯の経済状態はますます厳しい状態になっている。もちろんそれは保険料の問題でも上げるべきでないという要素とともに、利用するに際しても利用料の負担が拡大されようとしている中で大変な状況がまた起きてくる。

そうすると、当初こう増えるであろうと見込んだ分それ自体も必ずしもそのように増えていかない。そういう要素も不確定要素がある中で、多分このように増えるであろうかなという一定の第7期の経験を精査した上で積み立てておられるということは理解はしましたが、そこはもう少し踏み込んで現状の水準を維持すべきだなというふうに判断をしています。

そういう意味で、値上げという点での反対ということでもあります。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

それでは、これより議案第31号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第31号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時16分

再開 午後 1 時17分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 議案第37号 財産の取得についてでございます。

議案書 1 番、60ページ、議案説明書 6 番、7 ページとなります。

12月の補正予算で御審議いただき、議決いただきました大型提示装置のプロジェクターの購入について、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による議決要件である2,000万円以上の動産の買入れであり、財産取得の対象となりますので、入札後に仮契約をし、今回上程させていただきました。

電子黒板機能付超短投写プロジェクター（242式）の入札が令和3年2月9日に行われ、予定価格8,100万4,000円に対し、落札率83.92%、税込み6,798万円で落札されました。一式当たり約28万円です。本体、壁面への設置の金具、基本的な設置工事費、あとスイッチャーという手元の装置器具が全て込みの価格になります。

相手方は、可児市羽崎495番地の1の中部事務機株式会社東濃支店代表取締役 象慶一氏です。

2月16日に仮契約を行いました。3月26日の閉会日に議決をいただいた場合は当日に契約する予定です。設置は土日、夏休みを使って、令和3年8月20日までに全小・中学校の普通教室に設置する予定です。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第37号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（川合敏己君） 普通教室はこれで全て収まりますか。小学校4年生が35人学級になるということで、先ほど5教室増える話もありましたけれども、また追加の予算等は必要になってくるかどうかも含めてちょっとお話しください。

○教育総務課長（石原雅行君） 今精査しておりますが、3台を追加しなければならないと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（川合敏己君） 3台追加、金額的には大分下がったものになりますので、これは同じ事業者からのという形で考えていきますか。

○教育総務課長（石原雅行君） ごめんなさい、今、ちょっと申し上げたんですが、今渡北小学校が実はこの壁面の形式がちょっとほかの学校と違っておまして、今渡北小学校8台分だけは別の発注にする予定になります。あと、今の35人学級の関係では3台の予定ということで、新年度にこの後、最終的には変更にというふうに考えております。以上です。

今渡北小学校が8台分が構造上、ほかのところとはちょっと違うというものになっていま

す。

○委員長（板津博之君） そのほか、質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了といたします。

これより議案第37号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第37号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

執行部の方は御退席いただいて結構です。

休憩 午後 1 時23分

---

再開 午後 1 時25分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番事前質疑(1)市立小・中学校の養護教諭の配置、現況と改善策についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） お手元の資料を見てください。

質疑標題 1 . 市立小・中学校の養護教諭の配置、現況と改善策についてお聞きします。

地域の保護者などから、大規模小学校で諸事情により教諭の欠員状態が続いていると聞きました。コロナ禍の下で保健指導担当の充足は急務と考えております。

その点で 1 番、いつからどのように教諭数が不足状態となったのか。

2 番目は業務、いわゆる教諭の過重等は起きてはいないか。

そして、3 つ目に当面の改善策についてどのようにお考えなのか、教えていただきたいということです。



○委員長（板津博之君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） よろしくお願ひします。

まず1番、いつからどのように教諭数が不足しているかということについてです。

該当の小学校では児童数が850名を超えていたため、養護教諭が2名配置されました。そのうち1名の養護教諭の方が6月に体調を崩して休暇を取ることがありました。その後、10月20日より産休に入られました。6月の産休に入られることが分かった時点で学校からの具申を受け、市教育委員会からも県教育委員会に補充者の内申をしましたが、その後補充者の配置はかなわず、養護教諭は1名の状態となっています。

続けて2番になります。業務についてです。

養護教諭の業務としては、保健室へ来室する児童への対応、資料や調査、提出物の作成等があります。

そこで、学校では朝の登校後、保健室に来る児童への対応を養護教諭とそれから担任を持っていないフリーの講師の先生で対応しました。また、授業中には校長先生、教頭先生、生徒指導の先生なども協力して対応をしています。日中は保健室への来室者の対応に追われるため、事務的な仕事は児童が下校してから進めています。また、新型コロナウイルス感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の対応の支援員、サポーターを利用して、業務の支援をお願いしています。

ただ、業務についてはやはり児童数が多い学校ですので、事務的な仕事も多くなります。先生の時間外勤務の時間を調べてみたところ、今年度学校が始まった6・7月、それから11月、年度末の2月が多くなりましたが、ほとんどの月で45時間以下となっていました。これは先生の力量の高さもあると思うんですけれども、ほかの職員の協力のおかげでできていると思います。

3について、当面の改善策の考え方はということです。

可児市としても養護教諭の免許がある補充者を探し、退職された先生に連絡してお願いしたり、近隣の市町村、教育委員会に相談したりしましたが、なかなか養護教諭という免許を持ってきて、そこに当てはまる方が見えず補充に至っていないのが現状です。10月の終わりに市内の大規模の中学校に調整を図り、2名いる養護教諭に兼務の申請という形で該当校の支援ができるようにしておりました。次年度については2名の配置ができるように県教育委員会に要望し、今のところ配置されるような段取りになっております。以上です。

○委員長（板津博之君） 伊藤健二委員、よろしかったですか。

ほかに発言はございますか、この件に関しまして。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、事前質疑(2)コロナ感染症対策と外国籍市民、児童生徒への現況についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 外国籍市民の感染が市内感染者の約40%を占め、これは市長の施政方針の中で示されています。その数は約190名程度と見込まれます。

児童・生徒数は令和2年7月をピークにして、750名規模で推移をしている。これは全体の9%相当にはなりません。就学、学習、通訳サポートなどは当然のこととして、それ以外にも新型コロナウイルス感染症対策としていろいろなアプローチが必要になってくる。保健衛生面から必要な支援はきちんとできているのかという問題意識でお尋ねをします。

こども健康部、教育部の所管外の側面もありましたので、そういうことで難しいというなら取組を紹介していただくだけでも結構ですからということで部長にお願いをしました。ちょっと聞かせてください。お願いします。

○委員長（板津博之君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○こども健康部長（伊左次敏宏君） 御質問の趣旨に十分お答えできるかどうかあれですけれども、外国籍の方の感染がこの1年の間でもぐっと増える時期があって、特に昨年夏の時点では、ブラジル国籍の方の感染が広がりました。そういったこともあって、ブラジル国籍の方が集まれるような施設であるとか、お店であるとか、あるいは事業所などを通して、昨年の7月の終わりから8月中にかけて啓発を強化した時期がございます。委員の皆様にもですが、基本的には岐阜県のほうからは感染者の報告があっても国籍であるとか、そういったのは公表はされておられません、県の担当部長から市長のほうに、感染があるたびに今日はちょっと外国籍でこういうケースですよというようなことが具体的に注意するようなポイントも含めて連絡が入ったりする日がございます。そういったことの中で、ちょっと今ブラジル国籍でというようなところが夏頃言われたところです。

外国籍の方に届きやすいようにということで、国際交流協会のお力を借りたり、人づくり課のほうで啓発を昨年夏は随分していただきました。そんな中でSNSを使ったり、フレビアのフェイスブックを使ったりというようなことで、あまり表立ってというか市民のどなたも分かるような形ではなく、方法を絞って啓発を届けやすいようにという趣旨で行いました。

その後、やはり外国籍の方もぼつぼつとといいますか、発生していく中で、特に家族間であるとか親族間で会食といいますか、それはごく普通の家庭内の行動なのかもしれませんが、そういった場面での感染もある中で、小・中学校の児童・生徒の皆さんを通して、保護者の方宛てに感染リスクが高まる場面として国のほうが紹介していました5つの場面とかいうのがありますけれども、そういったものも翻訳をして、分かりやすい形にして届けていただいています。幼稚園・保育園も同様でございます。

それから、12月頃になると市内の事業所宛にも従業員の方へ届けていただくように、事業所を通じて啓発をしたり、年が明けて今度はこの頃からフィリピンの方が非常に多くなってきたわけですけれども、外国籍の全世帯への啓發文書を個別郵送させていただいたり、派遣の事業所を直接訪問したり、保育園も外国籍の子が通う保育園に直接訪問して、施設のほうにお願いしながら保護者の方へ届くようにということで啓発のほうをしております。

また、国際交流協会のほうでは動画をつくっていただいて、合計12本今現在つくっていただいて、約1万回近くの閲覧がなされているようですけれども、いろんな言葉でタガログ語とかポルトガル語以外にも、ベトナム語であるとかインドネシア語などを交えながらとか、そういったバージョンもつくっていただいて、啓発をさせていただいているところです。

それから、こども健康部ということであれなんですけれども、今年の夏から保健所が濃厚接触者となる家族の方に対して2週間の健康観察を行うわけですけれども、それを保健所の業務が非常に多くなってきているということもあって、しかも市としても直接そういった濃厚接触となった市民の方のお声をお聞きするのは市のほうがやっぱりいいだろうということの判断の中で、保健所の業務を請け負うという言葉が違うかもしれませんが、代わって健康観察をさせていただいています。これは保健所で同意を取ってもらって、同意を取られた上で市のほうから毎日連絡をさせていただくと。そんな中で、困り事であるとか、健康状態はどうなんですかというようなことを毎日体温、そういった健康状態も含めてお聞きをしています。

累積で609名ぐらいの方に一人一人電話をさせていただいて、困り感なども聞き取っておりますが、幸い、こういうことで困ってしまってどうしようもならないというようなことで助けを求められるような方はありませんでした。当然、外国籍の方もその中にはたくさんいます、こちらのほうも通訳を介して電話をさせていただいているというような状況なんですけれども、そういったことで、それがどれだけの市民の方に対して助けになったのかというようなところはちょっと計り知れないところもありますけれども、健康状態も確認させていただきながら、困り感あれば担当部署につなぐなり、そういった対応が取れるような対応してきたところでございます。

そんなようなことでよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） リアルな話も含めてありがとうございました。

動画が12本で1万回再生なんて話は、今々聞けばすごいんだなと思う話でした。

直接この質問をしなくちゃいけないと私が感じたのは、中日新聞の可茂のところに美濃加茂市が外国籍市民宛てに向けた啓発動画なるものをつくって、それが見られているみたいだよという記事が載ったのを見て、あれそういえば可児市はどうなっているんだっけという話に問題意識が降って、いろいろ聞いてみたら後から後から、いや可児市はもっととっくの前にやっておるよという話から始まって、いろいろ聞かせてもらうことができました。

ただ、議員も地域の人が外国籍の市民はどうなっているの、生活習慣が違うのはよく分かるし、文化の違いもあるんだけど、それでもそれに対して、市はじっと待っているんじゃない、それなりにやれることを一生懸命やっているよということがせめて議会の議員ぐらいには紹介されてもいいのかなと思うんです。それを聞いて、何か邪魔したれと思う議員は一人もいないはずなんで、積極的にじゃあ、ああしようこうしようとか、そういう対応もしているから、必要以上に騒ぐ必要はないんだよという話をやっぱり早め早めに対処していけば、確かに可児市では500人に近づくような流れが一時期生まれたけれども、何とか今だんだん

と押さえ込んできているので、このまま終息へ向けてとなるかどうか分からないけれども、そういうふうになっていくことをみんな期待しているので、やるべきことはやっているという意味のやっぱりメッセージをぜひ今後とも、出せるものと出せないものあるんで選択しがてら時期と場所を選んで、方法を選んでぜひ出していただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（板津博之君） 今の意見に対して部長、何かございますでしょうか。

○こども健康部長（伊左次敏宏君） 御指摘のところはなかなかそのつもりで私たちもやっているつもりなんですけれども、何というんでしょう、そういうタイミングが逐次お伝えするようなことができていなかった部分が確かにありますので、また気をつけてやっていきたいと思えます。

○委員長（板津博之君） この件に関してほかに質疑等ございますでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時41分

---

再開 午後 1 時42分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3. 報告事項、(1)小規模保育事業所（A型）の認可についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○こども課長（三好誠司君） よろしく申し上げます。

それでは、資料番号4をお願いします。

小規模保育事業所（A型）というものですが、設置許可を求める申請がございました。小規模保育事業とは地域型保育事業の一つで、その認可は市町村が行うとされております。小規模保育事業は定員が6人から19人までで、満3歳未満の子供を対象とするものです。規模に応じて3種類があり、今回のA型というの一番保育園に近い状態のものです。

それでは、こちらの事業概要を御覧ください。

設置者は、株式会社Five Boxesで、代表取締役は河村憲良さんです。園名につきましては、りんご保育園にしかにです。利用定員は、ゼロ歳児3人、1歳児4人、2歳児5人、合計12人です。その他として、病児保育、延長保育を実施される予定です。

場所につきましては、裏面を御覧ください。

ここの西可児駅の南側に当たりますけれども、このピンク色にマークしてある場所になります。既存の建物を改装して利用されることになります。

それでは表面に戻っていただきまして、開所の時期としましては、令和3年4月1日です。

Five Boxesにつきましては、他市町村で幾つかの小規模保育所を運営してみえます。美濃加茂市や御嵩町、富加町などで4園運営をしてみえます。可児市においては、認可

外保育施設としてりんご保育園今渡がございます。

3月11日に現地確認を行いました。認可基準を満たしており適正と認められるため、翌12日付で認可をいたしましたので御報告いたします。なお、入園調整につきましては3月受付からとなりますので、現在入園待ちとなっている保護者の方に御案内をしたところでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に関して質疑のある方はございますでしょうか。

○委員（川合敏己君） ちょっとすみません。私知らないのですがちょっと教えていただきたいんですけど、このりんご保育園というのはどこかの病院の系列ですか。すみません、ちょっと母体を知りたいなと思いました。

○子ども課長（三好誠司君） 病院の関係ではなくて、塾の経営とかいろいろ多角的にやってみえる方で、この河村さんというのは八百津の方でございます。あと介護の関係とか、そういった関係をやってみえる、特に病院経営をしてみえる方ではないです。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（山根一男君） その関連になるかもしれませんが、病児保育と書いていますけど、ここの場所でやるということですか。病院と近くなってそれはできるんでしょうか。

○子ども課長（三好誠司君） はい、この場所ということになります。看護師の方を1名採用されるということですので、この場において行えるということになります。

○委員長（板津博之君） そのほか、質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

次に、(2)子ども・子育て支援事業計画と保育園入園児童数等の状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○子ども課長（三好誠司君） それでは、今度は資料ナンバー5をお願いいたします。

こちらの表について説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に1番ですけれども、保育園入園申込状況ということで昨年11月中の申込状況について記入してございます。このR2というのが来年度4月からの入園受付分ということになります。ゼロ歳児から5歳児までで合計で377件ございました。前年度に対しまして54件減少ということで、昨年につきましては5歳児以外は増加をしておりましたが、今年度については全ての年齢で減少という形になっております。

考えられる減少理由としましては、昨年については無償化による保育ニーズの掘り起こしがあったということで、それが一段落したということと、少子化の影響が出ているということかなというふうに考えております。あとは、新型コロナウイルス感染症の影響で、一部ですが感染を恐れられているということも減少の一因であると。また、同じく新型コロナウイルス感染症の影響で家庭で保育できる環境がある方が増えたのもあるのかなというふうにも

考えております。

続きまして、この2番ですけれども、入園児童数の推移と、これは実際の入園ですね。先ほどは申込みでしたけれども、今度は入園の見込みになります。令和3年度の見込みについては、令和2年度の状況をスライドしたものとこの入園の申込みと、これを両方加味したもので行っております。ゼロ歳、1歳・2歳、3歳から5歳というふうになっておりますが、1・2歳については昨年に対して6名ほどの増加ですが、ゼロ歳、3歳から5歳につきましては減少ということで、合計ですと今のところ19人の減少という見込みになっております。

参考までに下に幼稚園の状況が載せてありますが、幼稚園に関しましては、聞き取った状況ですが、現在のところは103名増の1,431名という状況になっております。

最後ですが、この一番下の確保の状況ということですが、こちらにつきましては、R3のところとR2と比較して、ゼロ歳児が12人減っております。これは、ひろみ保育園にここがゼロ歳児のほうを15人減らして1歳児のほうを15人増やしております。あと3人につきましては、先ほどのりんご園にしかにの増加分ということで、合計として12人減の99人、1歳・2歳につきましては、先ほどのひろみ保育園にこここの15人の増とりんご園にしかにの3人の増でプラス24人、ごめんなさい、9人ですね、1歳と2歳については9人増えておりますので、合わせて24人の増という形になっております。合計としまして1,550人ということで、昨年に対して12人増という形になっております。

あと、先ほど議会のほうでもありましたけれども、待機というか潜在待機といわれるものですけれども、今現在21名ということで、現在入園調整を行っている最中です。今回このりんご園にしかにについても新たに御案内しておりますので、今後も入園調整を進めていくという形になります。今のところ受入れ可能人員がまだ余裕がありますので、本人の御希望とちょっとその辺がそごが出ているところがありますけれども、潜在待機を極力減らすという取組はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ただいまの報告に対して質疑のある方ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、(3)キッズクラブ入室申請状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○こども課長（三好誠司君） 資料ナンバー6番をお願いいたします。

来年度のキッズクラブの入室の申請状況です。

まず、これは受付時点での申込件数ということになりますけれども、通年に関しましては、この通年は真ん中の破線と四角の点のものです。令和2年度と比較しますと43人減って958人、長期についてはこの一番下ですが、こちらも昨年に対して45人減の289人、合計としては前年度から88人減の1,247人となっております。通年で減少しているのは、主に低学年の方が42人減っております。高学年については1人という形になっています。学校別に見ますと、通年の全学年で減少しているというのが土田、帷子、旭、桜ヶ丘、東明、広見、兼山

となっております。長期、全学年で減少しているというものについては今渡北、土田、帷子、南帷子、旭、桜ヶ丘、東明、広見という形になっております。

キッズクラブの入室についてですけれども、入室の必要性の高い1年生から4年生を優先的に受け入れているということから、この下の表にありますけれども、待機について通年においては5人発生しております。今渡南の5年生、春里小の5年生、長期については今渡南の4年生、5年生、6年生と春里小の4年生という形になっております。不許可につきましてはそれぞれ12名ずつということで、学校が終わった時間、子供が帰る時間に、祖父母を含めた大人が不在ということが条件になってくるものですから、それを満たしていない御家庭という形になります。

3番目にありますけれども、キッズクラブの主な施設整備ということで、今年度、土田小キッズクラブの専用施設を新築いたしました。工事のほうは終わりました、今月26日に最終的な検査を行う予定でございます。来年4月頭からこの施設については運用を開始したいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ただいまの報告に対して質疑のある方は見えますか。

○副委員長（松尾和樹君） すみません。この2のキッズクラブの入室調整の状況についての待機状況、ここで今渡南小の4、5、6年生、通年、長期それぞれあるんですけれども、たしか今渡南小は、キッズクラブをつい最近施設を新築したばかりだったと思うんですけれども、それでもまだ今渡南小の待機の状況がこれだけ出ているというのはどういうことなのか、ちょっと御説明をお願いいたします。

○こども課長（三好誠司君） 施設自体、数年前だったと思いますけれども建設したんですけれども、児童数の増加ということと、あとはやっぱり保育が必要な方、就労される方が増えたということが一因だとは思いますが、その辺で不足しているという状況かと思えます。

あとは、空き教室を利用してほかの学校も専用教室以外のところもかなり行っておりますけれども、その辺で調整をこれからしていくことにはなりますけれども、空いたところからというふうには思いますが、現状ですと、造ったのに足らんということは当然マックスで造ればいいんですけれども、今後の見込みを考えてそれほど大きなものができなかったということは考えられるかと思っています。

○委員長（板津博之君） 副委員長、よろしかったですか。

○副委員長（松尾和樹君） ということは、新設の計画段階では当然待機児童が出ないようにということは原則考えられていたけれども、今最後の話で予算の兼ね合いでそこまで大きいものが造れなかったのも想定範囲内であるということでよろしいですか。

○こども課長（三好誠司君） すみません。ちょっとそこまでの検証は今持ち合わせていないので何とも分かりませんが、考えられることとしては、当然将来を見越した建設という形になりますので、増える時期もあります。今後子供というか児童というのは減っていきますので、将来的にあまり大きなものを造ってしまうというのは負担を残すことにもなりますので、

できればその間というのは空き教室なりを活用させてもらって運用していくという考えでいくというのが大事ななとは思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、(4)子どもの貧困対策計画についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（水野伸治君） よろしくをお願いいたします。

委員会資料のほうは7-1をお願いいたします。

今年度、可児市子どもの貧困対策計画を策定いたします。これは令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正されまして、市町村においても計画の策定が努力義務化されまして、今回策定するものでございます。

計画策定につきまして、国は、単独計画でなくても他の法律の規定による計画と一体として策定しても差し支えないとしていること、また岐阜県も、県の少子化対策基本計画を県子ども・子育て支援事業計画、県子どもの貧困対策として兼ねて位置づけておりますことから、可児市といたしましても、昨年度策定いたしました可児市子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策という項目を追加いたしまして、貧困対策推進法に基づきます可児市としての貧困対策計画として位置づけることといたします。

1) の子どもの貧困対策につきまして、ちょっと動向を御覧いただきたいと思っております。

平成25年6月に、先ほど申し上げた法律が制定されまして、この法律で子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、また国や地方公共団体、国民の責務等が明らかにされました。このときに、都道府県に対しまして子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が課されまして、岐阜県が、平成27年3月に第1次となります子どもの貧困対策計画を策定しております。平成30年9月になりまして、県内の子供を取り巻く環境や生活に困難を抱える世帯が必要としている支援を把握するため、県がアンケート調査や関係者の意見聴取を実施いたしまして、その結果を踏まえまして第2次となる基本計画とアクションプランを策定しております。

この調査と同様、可児市も、令和元年7月に子供の生活状況実態調査といたしましてアンケート調査と支援機関等へのヒアリング調査を実施いたしました。その実態調査の結果と課題につきましては次の2ページ、2) になりますので、2ページをお願いします。

こちらはアンケート調査での設問を、学びや進路希望、親子関係、健康といった項目ごとに分類しておりまして、その調査の特徴のある結果について整理してございます。左側上段の白丸については、アンケート調査で世帯の所得によりまして4区分に分けた中で低い区分で見られた結果でございます。下段の黒い四角がヒアリング、聴取いたしました貧困の状態にある子供や家庭の様子でございます。右側は所得の区分に関係なく見られた内容を明記してございます。



例えば、学び・進路希望の白丸2つ目でございます。塾や習い事など学校外での学びの機会が少ないとしておりますが、これは子供の放課後時間の過ごし方の設問に対しまして、学習塾や習い事に行くと中学2年生の保護者が回答した割合を所得区分別に見たときに、貧困層となりますその区分1というのでは12.5%、こちらが習い事に行くということで回答いただきましたが、区分2、3、4と所得が多くなるにつれまして22.7%、32.6%、39.5%と回答者が増えていったことによるものでございます。またその下で、中学2年生本人に現実的にどの学校に行くようになると思うかと聞いたところ、大学までと回答した子供の割合が区分4、所得が高いほうでございますが52.9%ありましたが、区分1におきましては18.8%しかなかったことから、大学までの進学は困難と考える子供が多いという課題を挙げさせていただいております。また、同じ項目の下段で、学校での様子について不登校の傾向が見られたり、学習できる環境が整っていないとか、保護者の見届けや支援がないため家庭学習ができていないと、支援機関からの御意見がありました。

片や、右の欄を見ていただきますと、無料の学習塾の利用意向が高いことですか、有料でも中学になると習い事に行く傾向が強いといったことについては、所得区分としては特徴が見られませんでした。全ての結果は、すみません、御説明ができていませんが、実態調査で見られた特徴から課題を4ページに整理いたしましたので、4ページをお願いいたします。

家庭の経済状況によって子供の学びですとか体験等の機会が狭まって様々な格差が生まれたり、親の就労状況によりまして生活習慣の定着の阻害のおそれがあったり、支援制度が行き届いていないなどの課題は見えてきております。これらを解決の方向へ向かわせるには、幼児教育・保育の充実ですとか、教育環境の整備・充実、困難を抱える家庭や就労への支援、制度を確実に利用できるための仕組みづくりなど、負担軽減につながる施策や様々な支援が必要でございます。問題点、課題、それに対する施策、ここに表記してあるものが全てではございませんが、子育て支援の拠点である子育て健康プラザ マーノの機能を有効に活用いたしまして、早い段階で支援を開始していくことが共通して必要だと考えております。

続いて、3)で子供の貧困対策の基本的な考え方をお示ししております。

これは県が策定しております計画やアクションプラン、こちらで子供の貧困対策を推進するに当たりまして、4つの観点から対策に取り組むこととしております。市といたしましても、これに沿った形で同じ4つの観点を柱といたしまして、子供の貧困対策推進の基本的な考え方と主な取組を整理してございます。

まず1つ目の1、子どもの育ちへの支援でございます。

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が希望する進路選択のために、幼児期から質の高い教育を受けることができるよう支援する必要があります。そのために、幼児教育・保育の質の向上や就学支援、地域の学習支援などに取り組みます。主な取組として記載してございますのは、可児市と岐阜県が取り組んでいる子供の育ちへの支援の主なものでございます。こういった取組の詳細につきましては、委員会資料7-2のほうに一覧にしておりますので、ちょっとそちらを御覧いただきたいと思います。A4横の資料になります。

これは岐阜県と可児市、それから民間団体がそれぞれの立場で子どもの貧困対策として取り組んでおりますものを、先ほどの4つの柱ごとに整理しております。全部で91の事業、一番左側が、通番でございますが、91の事業を掲載してございます。また右から3列目の欄が可児市の取組の有無となっております、市が取り組んでいる事業がこちらになりますが、こういった1番から5番のように可児市が取り組んでいる場合は対象ですとか事業の概要、また実績、それからそれを所管する担当課ですとか関係する市の重点事業、こういったものを詳細に紹介してございますが、6番から10番のように、可児市ではなく県や学校、大学などが取り組んでおる事業につきましては、岐阜県がつくっておりますアクションプランで詳細を御確認いただくようにしております。

7-1のほうに戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

柱2つ目、子どもの暮らしへの支援といたしましては、家庭が社会的に孤立することがないよう、また子供の居場所づくりや社会的自立までを切れ目なく支援することが必要で、子どものすこやかな育ち応援活動助成や住宅確保に関する支援などに取り組めます。

3つ目といたしましては、家庭の経済状況の改善に向けた支援や、妊娠・出産期から親の抱える課題を早期に把握いたしまして、適切な支援につなぐため子育て世代包括支援センター事業や医療費助成、自立相談支援等の子供を養育している方への支援に取り組んでまいります。

ごめんなさい、ここでちょっと一部、(4)でございますが、経済的支援のところで「児童手当の支給」とするところを「児童手当児」となってしまうました。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

そして、取組の4つ目の柱で、地域の理解の促進でございます。

子供の貧困はどの家庭にも起こり得る問題でございます、対策に関わる当事者だけでなく地域全体が子供の貧困に対する理解を深めて、地域全体で取り組む課題であることを認識することが必要でございます。このため、岐阜県や関係団体、関係機関と連携して、地域の理解の促進に取り組んでまいります。

最後、4)になりますが、子供の貧困対策に関する施策を連携して推進していくために、庁内の関係課と関係機関によりまして連絡会議を開催いたしました。国や県の情報を収集・共有いたしまして、横断的に調整する部門として体制を整えてございます。今後、この連絡会議におきまして取組や実績の進捗の管理を行うとともに、可児市子ども・子育て会議が、子ども・子育て支援事業計画と兼ねた貧困対策計画についても、実施状況につきまして点検評価を行っていくこととなります。

こういった以上の内容につきまして、子ども・子育て支援事業計画に第5章の6番として追加記載いたしまして、県とも協議した上で、今年度可児市子どもの貧困対策計画として策定する予定でございます。先ほど、委員会資料7-2とした取組の一覧表につきましても、子ども・子育て支援事業計画の巻末の資料編に加えることを予定してございます。説明につきましては以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑を行います。

○副委員長（松尾和樹君） すみません。お願いします。

資料7-1の生活状況実態調査のその他のところで、要はその子供の貧困率が高いのは独り親家庭が多いという結果が出たと思うんですけれども、この多いというのはおおよそどれぐらいの割合か、数値は出ていますでしょうか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 申し訳ございません。ちょっと数値的には出しておりませんが、こちらの子どもが支援機関にヒアリングをした結果、各保育園ですとか学校で見られた形でそういった状況にある方の御家庭を見ると、どうも独り親家庭だという御意見と今ヒアリングの結果で載せさせていただいております。

○副委員長（松尾和樹君） すみません。関連して、この独り親家庭が多いというところで、この子供の貧困率を下げるのが望ましいと思うんですけれども、そのためにこの独り親家庭がそもそも減れば子供の貧困率も減るといえる程度因果関係があるのかと思うんですが、そうすると、特に妊娠・出産期から親の課題を早期に把握してというところがあるんですけれども、ひょっとしたらそれ以前の親になる前の若者に対して、そういった啓発等も必要になってくるのかなと。例えばその性教育と合わせてそういった教育も行っていくということも必要なのかなと私は考えるんですけれども、課長はその点どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（水野伸治君） ありがとうございます。

子どものほうでも幼児教育からのちのふれあい教育、性教育を昨年度から始めております。また、母子保健のほうでもおっしゃったように妊娠期からのそういった性教育含めてやっておりますが、もう少し戻りまして、ごめんなさい、中学生・高校生を対象とした、親になるための講座も子育て支援課のほうでやらせていただいております。こういったものを含めて、先ほど連絡会議もございましたがそういった機関で情報共有するとともに、先ほど申し上げた子育て健康プラザ マーノを中心としまして幼児期、またはその前の妊娠・出産期、それよりも前の成人ですとかそういったところで連絡会議等を持ちましてもそうですが、皆さんと情報共有しながら市として対応していくのがいいのかなと私は個人的に考えております。以上です。

○委員（山根一男君） 今のにちょっと近いんですけれども、松尾委員の。特定妊婦という考え方があるということを知ったんですけれども、全国で7,000人ぐらいいらっしゃるということですけど、妊娠中からもういろんな保護が必要だとかいうようなことですけど、それは可児市の場合はそういった方というのは認識されているのでしょうか。カウントされているのでしょうか。分かりますか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 申し訳ございません。ちょっと所管でないものですからちょっと把握してございません。申し訳ございません。

○こども課長（三好誠司君） こども課のこども家庭係のほうとあと健康増進課のほうで、母子手帳交付からそういったことは把握できます。特定妊婦ということでちょっと今件数は手

持ちしておりませんので何件あるかということは今把握はしておりませんが、当然私のほうでも随時回ってまいりますので、何件かあるというのは確認しております。望まない妊娠であったりとか、あと若年であるとか、親の療育力、子どもを育てる力がちょっとないだろうという、ないとか少ないということが見受けられる妊婦の方については、もうそのときから関わりを持って、出産後も当然そういったところには関わりを持っていくということでやっております。

○委員長（板津博之君） 山根委員、もし何でしたら後ほど報告していただく、個別にということではよかったですかね。

○委員（山根一男君） はい。

○委員長（板津博之君） じゃあほかに、この件に関して質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、終了といたします。

ここで10分間の休憩といたします。25分まで、正面の時計で休憩とします。

執行部の方は、これで関係ないよという方は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午後 2 時14分

---

再開 午後 2 時25分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、(5) 可児市学校規模適正化に関する基本方針の改定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 資料ナンバー 8、可児市学校規模適正化に関する基本方針の改定について説明させていただきます。

改定の趣旨ということですが、教育委員会では平成25年にこの可児市学校規模適正化に関する基本方針というものを定めました。策定から既に8年が経過し、児童・生徒数の推移に変化が生じてきたことや国の学級編制の標準の変更もあり、基本的な考えは踏襲しつつ、今後の進め方や数値の見直しなどを行います。

改正案は別紙のとおりになります。

主な改定内容ですが、児童・生徒数、学級数について、近年の実数と推計値を最新の数値に修正しました。それに合わせ、今後の進め方の文言の修正を行いました。

望ましい学級数について、国の考え方などを踏まえ具体的に明記しました。

具体的な進め方について、児童・生徒やその保護者の意向を優先して考えることを明記しました。

兼山小学校について、複式学級を編制するまで児童数の減少はないと予測していたものを、複式学級を編制するまで児童数が減少することが予測されると修正しました。

改定予定日ですが、令和 3 年 3 月 29 日月曜日、令和 3 年第 4 回教育委員会会議に議案とし

て提出する予定です。

別紙の基本方針（案）を御覧ください。ポイントだけ説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

全体に下線がつけてある部分が、今回変更や追加したところになります。改定の、この先ほどの趣旨が入っております基本的な考え方は踏襲しつつ、今後の進め方や数値の見直しなどを令和2年度に行いましたというふうで下に書いてあります。

2 ページをお願いいたします。

望ましい学校規模についてというところですが、この下線部の部分になりますが、今日、予算決算委員会でも説明させていただきましたこの国の35人学級編制の部分を追加してあります。この下線部の部分になります。そして、今日、小学校4年生からということ話をさせていただきましたが、令和4年度からは小学校5年生が35人学級になる予定ということになります。これは県のということはまだ決定ではないですが、予定ということになります。

続いて、3 ページです。

学級数についてということで、この下線部の部分ですが、望ましい学級数について明記してあるものになります。具体的には少なくとも1学年1学級以上であることが必要であり、全学年でクラス替えを可能としたり学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したりするためには、1学年2学級以上であることが望ましいと考えますということで、国の考え方などを踏まえまして追加しました。

続いて、1枚めくっていただきまして5ページのほうをお願いします。

学校の適正規模及び適正配置の具体的な進め方ということで、今回、児童・生徒やその保護者の意向を優先して考えるということで、やはり教育委員会ということですので児童・生徒やその保護者の意向を優先して考えるというふうにしてあります。

続いて、6 ページをお願いいたします。

6 ページから14ページまでは、先ほどの数値のほうを見直したものをに入れてあります。令和2年度までは5月1日現在の実績となりまして、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数、あと令和4年度以降については1月1日現在の生まれた子供から想定した数値を入れてあります。

飛びまして13ページをお願いいたします。

兼山小学校のところになります。こちらで先ほどの冒頭で説明させていただきました複式学級を編制するまでの児童数の減少はないというふうに以前はなっておりました。それを、住基値では平成7年度から複式学級を編制するまで児童数が減少することは予測されますと、ここで変更してあります。そして、今後ですが子供たちのよりよい教育環境という視点で、統合も視野に入れた検討を進めていくというふうで言い切らせていただいています。

今回ですが、ちょうど検討する……、ちょっとすみません、この方針とは違うんですが、3月14日おとといの日曜日ですが、この日に兼山小学校児童数減少に伴う説明会ということで開催させていただきまして、委員長はじめ多くの議員にも参加していただきましてありが

とうございました。少しだけそのときの報告をさせていただきます。

当日ですが、1年生から現在の5年生の保護者の方と今後入学予定の保護者、全部で59人に案内をさせていただきました。当日ですが、27人の方が参加いただきました。児童数が減少している現状や今後の見込み、考えられる方法のメリット、デメリット、他市町村の状況などを説明させていただきました。その中で、説明の後にまた質疑をさせていただきました、その中では、伏見小学校との統合をするということは選択肢にはないかというような意見もありました。これについては回答としては、今は白紙であるが教育委員会としては可児市の子供であり可児市の教育を受けてもらいたく、可児市の学校に行ってもらいたいと考えているというふうに話をさせていただきました。あと、その他小規模特認校に、いろんな可児市の学区から兼山小に行けるといえるものになるんですが、これには簡単にできるんですかというようなそういう質問もありました。それについては、保護者の皆さんなどの意見も踏まえまして、これは教育委員会のほうで決定すればできますのでそんなに難しいことではないですよというような、そのような話もさせていただきました。保護者同士で最終的に話し合いをどんどん議論していただきたいということで、また5月にはアンケートなどもさせていただきますのでよろしくお願ひしますということで閉じさせていただいたところです。

あと、実は昨日3月16日ですが、学校評議員の方が、今自治会長とか青少年育成委員とか民生委員の代表の方とかが兼山小学校の評議員、6人見えるんですが、その方たちにこういう状況でこういう説明会もさせていただきましたということで、話をさせていただきました。恐らく、もうこれで地域のほうにも話が進んでいくのではないかとというふうに考えております。報告は以上です。すみません。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑のある方。

○委員（中野喜一君） 複式学級を編制するまで児童数の減少はないと予測していたということなんですけれども、ブラジル人の子供が8名いるという段階で、かなり危機意識を持って複式学級の検討をしなきゃいけなかったんじゃないかなと思うんですけれども、その8人がどーんと入ってきたのかぼつぼつ入ってきたのか、その辺の把握はしておられますか。

○教育総務課長（石原雅行君） すみません。いつ兼山に転入したというのはちょっと把握しておりません。

○委員（中野喜一君） それを把握しないと、やはり日本人の子供とちょっと、微妙に定着率というか定住率というんですかね、違うと思うので、この辺をリスクとして捉えてマネジメントしていかないといけないと思うんですよ。今後、ブラジルの方の大半が市営住宅に住んでおられるみたいなので、その辺の入居の時期ですとかそういったものをきっちりと調べた上で、もしちょっと景気回復して、いい仕事があるということであれば、ざーっと移っていらっしゃる可能性もあるので、この複式学級発生の見込みがぐっと前倒しになる可能性もあるので、その辺のリスクマネジメントをしっかりとさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○副委員長（松尾和樹君） 私も先日の今後の兼山小学校を考えるこの説明会に参加させてい

いただきました。それで、今27人が参加ということは半数以上ですね、32人は参加されなかったということなんですけれども、このときの配付された資料やその参加されなかった方への説明等はどのように考えられていますでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 月曜日の日に欠席者には既に発送させていただきました。この資料を皆さんの議論に使っていただきたいと考えておりますので、ということですぐ発送させていただきます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了……。

○教育総務課長（石原雅行君） あと一点すみません、申し訳ございません。

1点訂正で申し訳ないんですが、前回の会期前委員会的时候にまた兼山小学校のことについて報告させていただいたんですが、山根委員からスクールバスの検討の話をいただいたんですが、私、そのときに国の基準の目安ということで6キロという話をさせていただいたんですが、小学校は4キロ、中学校は6キロというふうになっておりますので、今回小学校でするので4キロが正しいということで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（板津博之君） 今の報告についてもよろしかったですかね、山根委員。

○委員（山根一男君） はい。

○委員長（板津博之君） では、この件は終了とさせていただきます。

次に、(6)可児市中学校期のスポーツ・文化活動指針の策定についてを議題といたします。  
この件に関して、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） それでは、御説明させていただきます。

資料は9-1が概要版、9-2が指針になります。

内容としましては、建設市民委員会で文化スポーツ課より説明したこととほぼ同様となります。

では、概要版で主に御説明させていただきます。

中学生期のスポーツ・文化活動の環境整備については、令和元年10月から関係部局が集まって検討を開始し協議を重ねてまいりましたが、このたび指針を策定いたしましたので、概要について御説明させていただきます。

資料の9-1、概要版を御覧ください。

1. 指針策定の趣旨です。

この指針は、中学校の部活動を持続可能なものにするとともに、地域・学校・競技種目等に応じた多様な形での実施環境の構築を目指し、中学生期のスポーツ・文化活動の在り方について定めるものです。策定に当たっては、国・県のガイドラインなどを基準とするとともに、学校の働き方改革を踏まえたものとしております。市と教育委員会の連名で策定しておりますが、文化スポーツ部文化スポーツ課が中心となって推進していきます。

続いて2. 基本方針です。

1つ目は、生きる力の育成を図るというもの、2つ目は、活動の環境を整備するというものです。可児市中学生期のスポーツ・文化活動のイメージは、下の図のとおりです。学校における部活動と家庭・地域における地域クラブ活動が連携し、中学生にとって望ましいスポーツ・文化活動の実施環境を構築したいと考えております。部活動は、社会経済の変化等により様々な課題が現在ありますが、こうした中、基本方針2の(2)、(3)にありますとおり、地域クラブの活動の実施環境を整備し、休日の部活動を学校単位から地域単位への取組へと移行させていきたいと思っております。

続きまして、資料9-2の3ページを御覧ください。お願いします。

中段のところになります。大きな2番、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革です。

働き方改革を進めることは学校の大きな課題となっています。その中で、部活動の見直しはポイントの大きな一つであります。先ほど、休日の部活動を学校単位から地域単位の取組へ移行すると申し上げましたが、それは、この表のとおり国から示されたスケジュールに基づいての方針です。国は部活動改革として令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を目指しており、可児市もその方向で進めてまいります。スケジュールがそこにあります。

では、資料9-1へ戻ります。9-1の裏面、2ページを御覧ください。

大きな3番、部活動と地域クラブ活動についての定義を示しています。

部活動は、学校教育活動の一環として同校の生徒が教師の指導の下に、主に放課後などに自発的・自主的に活動するものです。部活動を補完し連携する地域クラブ活動は、2種類に分けて整理しています。保護者クラブは従前からある活動ですが、この指針において明確に位置づけるものです。可児市ジュニアクラブは新しい形となります。保護者クラブは部活動にある種目が基になりますが、ジュニアクラブは部活動の種目の有無にかかわらず活動するものです。例えば、部活動の種目がないホッケーやダンスなどについてオール可児で活動するもの、また、野球部がその中学になくてもほかの中学と合同で活動するものなど、いろいろなパターンが考えられます。

最後に4. 今後のスケジュールです。

先ほど申し上げたとおり、令和5年度に休日の部活動を地域クラブ活動に段階的に移行することを目指します。来年度、令和3年度から令和4年度を試行期間として実施し、各関係者から意見をいただきながら、課題の整理や指針、運営方針の見直しを進め、地域クラブ活動への移行を進めていきます。令和3年度は、調査の実施や課題の整理を行う中で支援制度や運営体制を検討し、令和4年度には支援制度の実施等ができるよう進めてまいります。推進体制としては、可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議を設置するとともに、相談窓口は文化スポーツ課に一本化して対応いたします。なお、振興会議は令和5年度の本格実施時に正式に設置することとし、試行期間中については、現在既に設置し活動している準備会において対応していきたいと思っております。

以上、指針について概要を説明させていただきました。実際には動き出してみないと分からないことも多く課題は大変多いと考えています。まずはスタートすることが大事だと思い、



今後の国の活動、それから県の動きなども注意しながら、準備会において十分検討しながら進めてまいりたいと思っております。

議員の皆様のご理解、御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。説明は以上です。お願いたします。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

冒頭、私、「可児市中学校期のスポーツ」と申し上げたんですけど「中学生期」に訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

課長のほうからも説明ありましたが、昨日の建設市民委員会のほうでも同じ資料で説明が行われたところではありますが、教育委員会のほうも絡んだことということで本日報告をいただいたところでもあります。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑ある方見えますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 言葉の使い方なのですが、中学生期と表記する場合と中学校における云々というような表現とはどの程度、何が意味が違うのでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 中学校におけるというときには部活に関わってのことが多く対応すると思っておりますけれども、すみません、あまり僕も……、確認をしておきます。ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） ということだと思います。いわゆる文化スポーツ課がこれ窓口となっていくものですから、学校にかかわらず地域でという、ジュニアクラブとかそういったところは地域でやっていくこととなりますので、その部分においては多分中学生期という表現になっておいて、学校が絡んだ部分では中学校におけるという表記になっているんじゃないかなあと私も思いますが、大体そんなようなことで、課長よかったですもんね。

○委員（伊藤健二君） 通知にあるように、中学校における部活動の運営についてということで、中学校における部活動という意味で出てくる場合は中学校という場所を特定しているという理解で、あと中学生期というのは13歳から15歳期の生徒の発展、情操を含めた教育指標としての指針を定めようということだと理解するしかないですよ、これは。どうもありがとうございました。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（山根一男君） 休日のというふうについているわけなんですけれども、放課後の部活動自体について大きく変わることはないんですかね。要するに、放課後入っていて土・日また活動する子についてはそちらへ枠を広げてやるというイメージなんですかね。

○学校教育課長（今井竜生君） 放課後の部活動については、今も行っておるものが継続されると思っております。学校の活動を終えてから、その後、例えば保護者クラブの活動に入るというお子さんも見えるという流れになっていきます。以上です。

○委員長（板津博之君） 要はあれなんですよね、根本には働き方改革があって、教職員の負担軽減という部分ですね。どうしても部活動って土・日も顧問の先生が出て従前はやっていた部分があるんですけど、昨今のその働き方改革の中で先生の負担を軽減するという意味に

において、土・日はもう地域でという形、理解でよかったですもんね。

ほかに質疑ございますか。

[挙手する者なし]

これ一応、先ほどの概要の裏面のほうにも今後のスキームが書いてございますが、振興会議、準備会のほうでまた今後、令和3年度もこんなような形で進めていくということですので、正式には令和5年度から本格実施ということで、またこの当委員会、基本的には文化スポーツ課のほうでやられるんですけども、学校に関しては教育福祉委員会も所管しておるところなので、また今後の進め方を注視していけたらなというふうに思っております。

では、発言もないようですので、この件については終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。執行部の皆さんは入替えのため退席願って結構でございます。お疲れさまでした。

休憩 午後2時50分

---

再開 午後2時51分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告事項(7)第6期可児市障がい者計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 委員会資料番号10をお願いいたします。

第6期可児市障がい者計画の策定につきましては、12月の委員会で概要の報告をさせていただきました。その中でも御説明しておりましたが、パブリックコメントを1月12日から2月1日まで実施し、1名の方から3件、もう一名の方から1件の意見が提出されましたので、概要を御説明いたします。

まず1番目に、計画が地域自治会に過度に依存した内容であり、障がい者差別に対する解消策が示されていないとの御意見でございました。これには、基本理念のお互いを認め合いみんなが地域で育ち、自分らしく暮らせるまちを掲げていること及び自治会以外の様々な団体や関係者との連携強化を図っていくことや差別解消や合理的配慮についての啓発、相談対応の記載についてお示しし、修正なしとしております。

2番目に、就労に対する計画について、障がい者個別のニーズを反映しない画一的な内容であるとの御意見でございます。これに対しては、障がい者の就労支援には多種多様なメニューがあり職員が個別のニーズに沿った対応をしていること、就労定着支援への取組についてもお示しした上で、修正なしとしております。

3番目には、策定のための策定であり、当事者である障がい者不在の計画であるとの御意見です。これに対しては、利用者、サービス事業者、活動団体、民生委員へのアンケートやヒアリングを行ったほか、策定委員会にも障がい当事者に参画いただいていることなどをお示しし、修正なしとしております。

4番目は、施設のバリアフリー化について、車椅子の走行に障がいとなる歩道の段差を解

消してほしいとの御意見です。これに対しては、歩道と車道の境界の段差については道路構造令及びバリアフリー新法で定められた2センチメートルを標準としており、視覚障害者が白杖、いわゆる白いつえです、白杖で確認できること及び盲導犬が段差で一旦止まるよう訓練されていることによるものである旨をお示しし、修正なしとしております。

これらパブリックコメントに係る対応につきましては、2月に書面会議形式で開催した第4回の策定委員会でも協議済みでございます。

今後の予定としましては、3月23日に委員長・副委員長から市長への答申をいただく予定をしております。その後、今月中に印刷・製本を行い、議員の皆様を含め関係機関に配付させていただく予定でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対して質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしかったですね、伊藤健二委員もよろしかったですね。

○委員（伊藤健二君） はい。

○委員長（板津博之君） それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(8)第8期可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 委員会資料11-1を御覧ください。

第8期計画につきましては、12月の委員会で概要を説明させていただきましたが、その中の第5章サービス事業量と保険料の部分でございますが、利用者数の推計につきましては推計中であり、その後変更となることがあること、また総事業費の見込みや所得段階別の保険料につきましては、国から報酬改定の詳細が示されていないことから空欄の状態でお配りさせていただいております。今回、最終的な数字を固めたものを載せさせていただきましたので、簡単に御説明させていただきます。

まず、2ページ上段の表、要支援・要介護認定者数の推計ですが、令和4年度以降の数値に誤りがございましたので、おわびして訂正させていただきます。

3ページから5ページにかけては、介護サービス利用者数の推計ですが、最新の利用状況を反映して推計し直した数値に更新してございます。

6ページから9ページにかけては、この方々が何回利用するかの推計や、国の介護報酬0.7%増の改定分を加味して推計した給付費の推計になります。その結果として、9ページ最下段になりますが、3年間の総事業費の推計で約235億7,000万円としております。

12ページには、本日の議案第31号、介護保険条例の一部改正の際にも御説明させていただきましたが、第8期の所得段階別の保険料を載せております。

最終的に製本したものににつきましては3月末の納品を予定しておりますので、出来上がり次第、皆様に配付させていただきたいと存じます。

また、計画策定に当たり、1月12日から2月1日にかけてパブリックコメントを実施しましたので報告させていただきます。

委員会資料11-2を御覧ください。お二人の方から計4件の意見がございました。

まず1番目は、第7期期間中に新規指定の制限を行っているデイサービスについてですが、継続か解除かの具体的判断基準を明確にしてほしいというものでございます。指定制限については介護保険法に基づいて行っており、単にデイサービスが供給過剰であるからといった理由では指定制限することはできません。市がどの施設の普及を進めるかといった方針などにも左右されるもので、総合的に判断していくものであることから計画への記載はしないという回答としております。

2番目は1番目の関連意見ですが、指定制限の継続か解除かを判断する際には、需要と供給の調査をした上で判断してほしいというものでございます。1番目の回答同様、数値のみにより判断するものではないこと、第8期計画策定に当たり介護保険サービスの供給状況のアンケート調査を行っていることから、さらなる調査は考えていないという回答としております。

なお、12月補正で議決いただいた小規模多機能型居宅介護施設の補助金返還問題ですが、1月末に事業者から補助金の返還がございました。それにより、現在行っているデイサービスの指定制限に係る法的な前提条件が崩れてしまうことになり、2月に行った高齢者施策等運営協議会にて今後の方針などについて意見を伺った上で、3月末の第7期計画の終了をもって指定制限を解除することとしましたので、その旨合わせてお知らせをします。

3番目は、公共交通による移動支援について、さつきバスなどの本数やルート、費用に関する意見でございます。さつきバスなどの乗継ぎ、ダイヤについては、可児市地域公共交通協議会などで意見を伺いながら、利用しやすくなるよう引き続き検討するとの回答としております。

4番目は、一般介護予防事業の推進について、常設でいつでも好きなときに出かけて利用できる施設の設置に関する意見でございます。本市には、既に各地区に社会教育・生涯学習や地域の課題解決の拠点として多世代の方が交流できる地区センターがあり、意見にある活動がしやすい仕組みとなっていること、計画においては地区集会所などにおける活動を支援することなどにより、高齢者の介護予防を推進していく旨の回答としております。

以上、4件の意見がございましたが、御意見としてお伺いし、計画については修正なしとしております。また、その旨2月の高齢者施策等運営協議会において協議済みでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑のある方はございますか。

○委員（伊藤健二君） 所得段階別の介護保険料、資料の一番最後ですかね。11-1、一番最後の裏の表、ちょっと教えてほしいんだけど、所得条件の設定の仕方と基準額に対する比率の在り方は、これは法定されていますか。それとも条例等によって各自治体で独自に、一定の幅は国のほうから出ているんだけど独自に定めることはできますか。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 条例においてある程度調整することが可能でして、法的には第9段階までの分けでもいいんですが、可児市においては、もっときめ細かい段階に区分して17段階まで行っております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 今回、所得税法が一部変わったというのは、さきの議論で御指摘があったとおりでですけど、いわゆる10万円が上へ上がったり下がったりということで落差が生まれていますけど、その税法の変更に伴う影響はそういう形でそこへ反映するけれども、税法が変わったけれどもここで言う第10段階から以降、可児市で言う場合の10段階から17段階、いわゆる所得の多い層、高額所得層に関する介護保険料の条件の幅は変更されていないんですよね。第7期と8期を別の表で比較した表がありましたのでしっかり見ると、今回の変更点、アンダーライン部分があるのは9段階までです。だから、今おっしゃったとおりで10段階からどうするかというのがまた検討の余地は、僅かですけれども残っているということで、今回算定されたこの内容は、一つの算定のモデル例だというふうに考えることもできるというふうには言えるわけですね、そう受け止めましたが、そういう理解でも別に間違いではないですか。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 今、御指摘いただいたとおり、今回区分の金額が変更になったのは第6段階と第7段階、また第7段階と第8段階、第8段階と第9段階の3か所のこの分けのところなんですけど、第10段階以降は市で独自に決めることも可能です。ですが、今回の案を策定する際に、この第10段階となると合計の所得金額が400万円以上というのは十分現役並みの収入を得ている方だということで、ここでそれ以上に、例えば400万円を420万円にするとか、そういった措置までは取る必要がないという判断の下、国が示したこの第6から第9までの区分を改定したものでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後3時06分

---

再開 午後3時27分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最後となりますが、協議事項、議会報告会の開催についてを議題といたします。

資料12を御覧ください。

令和3年度上半期議会報告会開催要領（案）ということで、これも広聴部会のほうでも、ここに部会長の山根委員がおられますが、広聴部会のほうからも説明がございましたけれども、昨年開催予定だった常任委員会ごとのテーマ及び参加予定者ということで書いてありますけれども、当委員会のほうは、テーマが「高齢者を孤立させないために」地域でできることということで、参加者としては地区の高齢者とか地区社会福祉協議会、民生委員等という

ことで書いてございます。

2として、報告会の進め方と、あと3番として役割分担。裏面のほうには、その他開催要項というか感染対策をしてやってくださいというようなことも書いてありますけれども、私のほうからは、広聴部会のほうでもお話をさせていただいたんですけれども、2月に開催予定だった民生・児童委員との懇談会ですけれども、これが新型コロナウイルス感染症の影響でちょっと延期になっておりますので、ちょうどテーマとしても高齢者を孤立させないためにとということで、私のほうからは、当委員会としては民生・児童委員との懇談会をこの議会報告会に、置き換えるという言い方はちょっと違いますけれども、民生・児童委員からもこの高齢者を孤立させないためにどういったことが地域でできるのかということもテーマに上げさせていただいてやってはどうかというふうに考えておるんですけれども、今日は皆さんのほうからも意見をお聞きして、民生・児童委員でいいのかとかいうことがあれば他の団体ということにもなるんですけれども、議会報告会として進めるに当たり、どういう方向でやっていくのがいいのかという御意見をお聞きしたいと思うんですが、まずは私は、民生・児童委員との懇談会の中でこのテーマを出させていただいてやっていくという方向でどうかというふうに考えておるんですが、委員会の皆さんとしてはどんなお考えがあるかというのをお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（山根一男君） それでいいと思います。

まして今、特に孤立の問題、孤独の問題が社会的にもクローズアップされて関心も高い中で、そのことを一番身近にやられている民生・児童委員の方、どういう形の会で、何人ぐらい呼ぶかはまた今後の課題としまして、もともと、もうそういうアポも取っていたわけですから、それはぜひ4月か5月か6月か、分かりませんがやれたらありがたいです。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見。

○委員（中野喜一君） 私も民生・児童委員のことについて、意見交換するというのはすごくいいと思います。高齢化で独居の老人も増えてきていますので、そこに様子を伺いに行くというのは民生・児童委員の大切な役割なんですけど、名古屋の民生・児童委員に話を聞くことがあったんですけれども、やっぱり高齢化が問題になってきているということと報酬が十分得られないと、よって後継者がいないというような状況になっているということなので、可児市の現状も民生・児童委員を通して聞いて、改善できる場所があれば改善していくような形を取っていききたいなと思いますので、非常にいいと思います。以上です。

○委員長（板津博之君） やはりコロナ禍ということもあって、今中野さんおっしゃられたように、本来は独居の高齢者の方のところへ民生・児童委員が行ってお話を聞いたりしなくちゃいけないんですけど、新型コロナウイルス感染症を理由にということなかなか民生・児童委員も以前のような活動はできないという、そういうジレンマも多分すごくお持ちだと思うので、そういったコロナ禍になったことによるお話というのもぜひ聞いてみたいというふうには思いますので、ありがとうございます。

ほかに。

○委員（伊藤健二君） 民生・児童委員と親しくいろいろな場面を想定しながら相談するのは重要だ、大切だと思っています。なぜかというと、民生・児童委員は手続を経ていろんなところで、自治会長会とか自治会から推薦されて決められてくるんですけど、その成り手は、善意の人であるのはもちろん大半がほとんどそういう方たちなんですけど、看護婦や保健師の経験者もおれば、またそうとは全然関係ないところといういろんなパターンの人が出て、その人は一生懸命皆さんやってくださるんですけど、事態に対する理解の仕方も認識の仕方も、あるいは取り次いで次のセクションに、この独居老人、あるいは孤立化したお年寄りをどういうふうにつないでいくかというのは、まさに経験から学んでくるようなところもたくさんあるんですよね。

それでこちら側が、議会の側がこういうふうが民生・児童委員だろうというふうにあらかじめ想定は誰しもするんですけど、それを固定的に捉えないで、いろんなパターンの人が出ていろんな可能性があるけれども失敗例もたくさんあるよと。対象者が生身の人間で、地域福祉計画はまさにその千差万別の人間とそして家庭事情をお持ちの皆さんをどういうふうに社会で手をつないで守っていくかという、極めて大変な仕事なんですよ、きっと。だから、というのは民生・児童委員が1人で行くとなると、コロナ禍なのであまり多勢では行けないんですけど、せめて、男性のお年寄りの1人のところへちょっと半分認知症がかかっているようなところへ50代、60代の民生・児童委員の女性が1人で行くというのはあまり適切じゃないんですよ、やっぱり。だから、民生・児童委員が女性だけで行く場合だったら民生協力員みたいなですね。例えば、前に民生・児童委員をやっていたけど今うちの嫁さんは協力員ということで再登録して、1人で行かせないで複数で行ったり対応したり、それからいろいろと包括支援センターとも相談に乗ってもらおうというようなことをやるように心がけているんですね。

だから、そういう現場の苦労も議会側でよく承知をしながら、今福祉部で今日も紹介されたいろんな計画が本当に一つ一つが全部違うので、だけど軸になっていく、ステップを上げていくにはどこからどう始めていったらいいのかな、どういう場がよりあればいい進め方になっていくだろうかというのをやっぱり一緒に考えていく、それで新しい提起もしていくということが必要だというふうに思っていて、その一つのきっかけづくりを議会報告会という場でやってもいいんじゃないかな。幅広く捉えて、1回でうまくいくとは思わないので、向こう五、六年はもうそういうことを繰り返してやっていかんとしようがないなというふうに本当に思いますね。だからその一つをぜひ成功させたいなというふうに思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

総じて、じゃあ民生・児童委員とということを進めさせていただければよろしいですかね。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。

あと、時期につきましては私案なんですけれども、基本的に民生・児童委員は毎月定例会議をやられておりまして、ただ4月は改選期ですのでちょっと4月というわけにはいかない

かなとは思っていますので、5月以降、できれば5月にやりたいなというふうには思っておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況もちろん注視しながらということで。

〔「11月30日だよ、民生・児童委員の改選は。4月じゃないですよ」の声あり〕

そうですか。いずれにしても担当課と協議した上で、時期についてはまた皆さんに御連絡をさせていただきたいと思いますので、6月定例会まで行かないような形で、その前で4月か5月かというところで考えてはおりますので、また詳細が決まりましたら皆様に連絡をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件についてはよろしかったですかね。正・副委員長でまた進めさせていただくということでお願ひしたいと思います。

では、以上で本日の案件は全て終わりました。そのほかに全体を通して何かございましたらお願ひしますが、よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

では、特にないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時37分



前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月17日

可児市教育福祉委員会委員長